

令和5年12月

中札内村議会定例会会議録

令和5年12月8日（金曜日）

◎出席議員（8名）

1番	船田幸一君	2番	北嶋信昭君
3番	大和田彰子君	4番	木村優子君
5番	福原一斉君	6番	戸水隆君
7番	宮部修一君	8番	中井康雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	森田匡彦君	教育長	上田禎子君
農業委員会会長	出羽義幸君	代表監査委員	木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて出席した者

副村長	山崎恵司君	総務課長	中道真也君
住民課長	山崎副村長兼務	福祉課長	高桑佐登美君
産業課長	尾野悟里君	施設課長	川尻年和君
総務課参事	山澤康宏君	総務課長補佐	下浦強君
住民課長補佐	山本一美君	住民課長補佐	平山直人君

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 渡辺大輔君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 野原誠司君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	平澤悟君	書記	植松菜々美君
--------	------	----	--------

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会の報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		閉会中の所管事務調査報告
日程第 6		村政・教育行政執行状況報告
日程第 7	報告第 4 号	令和 4 年度中札内村教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の報告について
日程第 8	議案第 6 7 号	中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9	議案第 6 8 号	中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 0	議案第 6 9 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 1	議案第 7 0 号	委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 2	議案第 7 1 号	中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 3	議案第 7 2 号	中札内村農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 4	議案第 7 3 号	中札内村まちなかキッチンスタジオ設置条例の制定について
日程第 1 5	議案第 7 4 号	中札内村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 6	議案第 7 5 号	札内川園地南札内溪谷に係る指定管理者の指定について
日程第 1 7	議案第 7 6 号	中札内村日高山脈山岳センターに係る指定管理者の指定について
日程第 1 8	議案第 7 7 号	中札内村農村環境改善センターに係る指定管理者の指定について
日程第 1 9	議案第 7 8 号	中札内村まちなかキッチンスタジオに係る指定管理者の指定について
日程第 2 0	議案第 7 9 号	中札内交流の杜に係る指定管理者の指定について
日程第 2 1	議案第 8 0 号	令和 5 年度中札内村一般会計補正予算について
日程第 2 2	議案第 8 1 号	令和 5 年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第 2 3	議案第 8 2 号	令和 5 年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
日程第 2 4	議案第 8 3 号	令和 5 年度中札内村簡易水道事業会計補正予算について
日程第 2 5	議案第 8 4 号	令和 5 年度中札内村公共下水道事業会計補正予算について

開会 午前１０時００分

◎開会宣告

○議長（中井康雄君） ただいまの出席議員数は８人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和５年１２月中札内村議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（中井康雄君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、４番木村議員と５番福原議員を指名いたします。

◎日程第２ 議会運営委員会の報告

○議長（中井康雄君） 日程第２、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会が終了し、報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

宮部議会運営委員長、登壇願います。

（宮部修一議会運営委員会委員長登壇）

○議会運営委員会委員長（宮部修一君） おはようございます。

令和５年中札内村議会１２月定例会について、１２月１日、全委員、副村長及び総務課長の出席のもとで、議会運営委員会を開催し、その運営について協議を行いました。

その内容をご報告いたしますので、会議運営についてご協力をお願いいたします。

会期につきましては、本日から１５日までの８日間であります。

今定例会への村長提案は、報告が１件、議案が１８件であり、報告は令和４年度中札内村教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の報告について、議案は条例の一部改正が７件、条例の制定が１件、指定管理者の指定が５件、一般会計、特別会計及び事業会計の補正予算が５件であり、その他、村政及び教育行政 執行状況報告がなされます。

また、最終日１５日に一般会計補正予算が追加提案される予定です。

また、議会報告・提案等は、諸般の報告、閉会中の所管事務調査報告が２件であります。

請願等につきましては、陳情が３件提出されておりますが、資料配布の取扱いといたしました。

報告１件、議案第６７号から議案第８４号までの１８件については、初日の本会議での審議としてください。

追加提案される議案第８５号の１件については、最終日１５日での審議としてください。

一般質問は６名から６問の通告がありましたが、１５日での質問を予定してください。

一般質問等で質問をする際に、写真やパネル等を使用する場合には、事前に議長の承認を受け、写真等の写しを議場内に配布してから質問をするようにしてください。

また、携帯電話及びスマートフォンの議場への持ち込みを禁止としますので、厳守いただ

くようお願いします。

以上であります。会期中、質の高い政策論議での会議となりますようお願いし、協議内容についてのご報告といたします、

○議長（中井康雄君） 報告が終わりました。

◎日程第3 会期の決定

○議長（中井康雄君） 日程第3、会期の決定を議題にいたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から12月15日までの8日間にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月15日までの8日間に決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（中井康雄君） 日程第4、諸般の報告をいたします。

9月定例会以降、閉会中における議会の活動状況と監査委員の例月出納検査報告書並びに定期監査所見については、印刷したものをお手元に配布いたしましたので、了承願います。

◎日程第5 閉会中の所管事務調査報告

○議長（中井康雄君） 日程第5、閉会中の所管事務調査報告について、両委員会による合同村内所管事務調査と合同所管事務調査の2件の報告書の提出がありましたので、報告を求めます。

はじめに、総務厚生・産業文教常任委員会合同村内所管事務調査について、両委員会を代表して、大和田総務厚生常任委員長、登壇願います。

（大和田彰子総務厚生常任委員会委員長登壇）

○総務厚生常任委員会委員長（大和田彰子君） おはようございます。

それでは、総務厚生常任委員会・産業文教常任委員会合同村内所管事務調査報告をいたします。

赤ナンバー4番をご覧ください。

今年度の合同村内所管事務調査を10月12日に実施し、村公共施設の管理状況、工事の進捗・完成状況、道道静内・中札内線、札内川上流地域などについて調査を行いました。

初めに、外壁塗装とLED改修工事を実施した中島農業センターの工事状況を確認しました。

建設以来初めてとなる改修工事で、外壁サイディング、屋根鋼板、軒天ボードの塗装などの改修により綺麗に整備されているとともに、LED化により省エネが図られる施設となっております。

中島農業センターは避難所であるとともに、交流の拠点となる施設でもあることから、さらに利用される施設になるよう対策を努めていただくことを望みます。

次に、北海道が道営畑地帯担い手育成型総合整備事業で整備した協和39号道路及び興和・南常盤東5線道路の工事状況を確認しました。

この路線は、路盤を整備した1年後に舗装工事を行うことで、道路の沈下を最小限に抑える工法で整備されていますが、北海道は冬期間の凍上の影響で道路の沈下、舗装の亀裂が発生するリスクが高く、村が道路整備を行う際に、この工法を採用することも検討する必要があると考えます。

また、今回整備された路線は幅員が狭く、大型車両・トラクター等がすれ違う際に支障が出る恐れもあり、今後、道路整備を行う際には道路幅員を広くするなど検討に努めていただくことを望みます。

次に、記録的な猛暑による熱中症対策としてエアコンが設置された中札内中学校の整備状況を確認しました。

中札内中学校では、猛暑の影響で短縮授業にするなど、授業の進行、生徒の体調に影響が出ましたが、特別教室を含む全教室にエアコンが設置されたことで、快適に授業を行う環境が整えられました。

今回、小中学校にはエアコンが整備されましたが、保育園、放課後児童クラブを開設している児童館、上札内交流館にはまだエアコンが整備されていないことから、園児、児童の体調面に配慮し、早急に整備を検討していただくことを望みます。

次に、令和6年度に入学する新1年生が2クラスとなり、普通教室が不足する中札内中学校の教室増設工事状況を確認しました。

中札内中学校では、既存の美術室を普通教室に改修、柔道室を美術室に改修する工事を行うことに合わせて、格技棟の手洗い場と更衣室の改修工事も行われました。

再整備された美術室、改修された手洗い場、更衣室は、綺麗にリニューアルされ、清潔感に溢れ、生徒も快適に過ごせる環境となることから、今後も適正な維持管理に努めていただくことを望みます。

次に、既存の生ごみ処理施設の老朽化に伴い新設された生ごみ処理施設を確認しました。

新設された処理施設には、新たな手法による機器が整備され、この機器は、生ごみを攪拌装置に投入し、攪拌装置を回転させることで、微生物により、水、二酸化炭素、アンモニアに分解させる仕組みとなっています。

この生ごみ処理施設は十勝管内では先進的な独自の取り組みであります。

現在は、生ごみを出していない家庭も多く、この施設の処理能力にはまだ余力があることから、二酸化炭素削減と処理コストの削減のためにも、より多くの村民に生ごみ回収に協力いただけるように周知に努めていただくことを望みます。

次に、札内川園地の管理状況と給水施設改修工事について確認しました。

老朽化したことで安定した給水の確保が難しくなり、改修工事が行われている給水施設では、容量6tのタンクが整備され、札内川園地全体の飲料水を賄うことができる施設となります。

また、キャンプサイトのトイレは古く、利用者にとっては利用しづらいように感じ、良い印象は受けませんでした。

現在、キャンプサイトとバンガロー付近にトイレと炊事場を整備する設計を行っている段階ですが、日高山脈襟裳国定公園の国立公園化により多くの来場者が見込まれることから、適切な維持管理に努めていただくことを望みます。

最後に、静内中札内線状況調査についてですが、道路や橋梁等の修復が進み、昨年度に引き続き、ポロシリ覆道ゲートまで進入可能となっており、平成29年度の雪崩による被災と

復旧状況、現道の維持管理状況、上札内橋架替え工事等の進捗状況について確認しました。

静内中札内線の維持管理には、毎年多額の費用を要しておりますが、日高山脈襟裳国定公園の国立公園化により多くの来場者が見込まれること、水道水、農業用水、発電用水の水源地として水質保全管理とダムの維持管理のため、道路や橋梁等の補修、維持が必要であるという観点からも、重要道道として、今後とも適正な管理がされていくことを求めるところであります。

以上、合同村内所管事務調査報告といたします。

○議長（中井康雄君） 次に、総務厚生・産業文教常任委員会合同所管事務調査について、両委員会を代表して、船田産業文教常任委員長、登壇願います。

（船田幸一産業文教常任委員会委員長登壇）

○産業文教常任委員会委員長（船田幸一君） 皆さま、おはようございます。

それでは、総務厚生常任委員会・産業文教常任委員会合同所管事務調査報」を申し上げます。

赤ナンバー５番をご覧ください。

総務厚生常任委員会と産業文教常任委員会は、合同によります所管事務調査として、空知管内南幌町を訪問し、調査を行ってまいりました。

この調査目的は、人口減少と少子高齢化が急速に進む中であって、特色ある移住定住対策や子育て支援策に取組み、更なる人口の増加を図っている南空知エリアの南幌町で実施されておりますオンデマンド交通「あいるーと」及び子ども室内遊戯施設「はれっば」の導入経緯、導入状況、利用状況などについて調査することであります。

まず初めに、オンデマンド交通「あいるーと」についてであります。南幌町では、オンデマンド交通導入前の交通機関としては、路線バス３社、タクシー１社、代行事業者２社のほかに、町内巡回バスが運行されていきました。

巡回バス路線では、全ての交通空白地域を網羅できない、路線バスへの接続に限界があるなど、「空気を運んでいるようだ」と揶揄されるほど利用者が少なく、高齢化率が３４．８％と高い状況であり、今後の高齢化社会や多様化する町民ニーズに対応する新しい地域の公共交通体系の構築を模索し、交通弱者全てのニーズに対応した交通体系を目指し、ＡＩオンデマンド交通を令和３年１０月１日に運行を開始し、巡回バスは廃止しております。

オンデマンド交通は、平日５日間の午前８時から午後５時まで利用が可能で、当日の受付も可能としています。

令和４年度実績としては、運行日数が２４４日で、１日当たり３６．３回、月平均利用者数は８０５．８人で、１日平均では３９．６人が利用しています。

運賃は大人が３００円、小中学生が１００円、未就学児が無料、障がい者及び介添人が１００円に設定されています。

令和４年度の収入は、利用者からの利用料収入と国庫補助金、合計４９８万２，０００円、運行経費は、委託費、燃料費等の需用費、電話回線使用料等の役務費、ライセンス使用料等の合計で１，５０５万７，０００円となっております。

導入に当たっては、令和２年度地方創生臨時交付金を活用し、ハイエース２台の購入費、配車システム導入経費等を含めて、導入費用は１，３６０万３，０００円となっております。

利用者アンケート調査結果から見ますと、土日の運行を望む声も一部にありますが、運賃、迎えや到着時間などオンデマンド交通「あいるーと」に対する満足度は非常に高い数字となっております。

オンデマンド交通「あいるーと」のまとめですが、公共交通手段が整っていない本村、中

札内村においても徐々に高齢化率が上昇する傾向にあります。加えて免許返納者の増加や小中学生の部活動地域移行に伴いまして、練習開始時間の遅れなどが懸念され、交通弱者の移動手段として、自宅から目的地までの需要が高まっていくと見られることから、現行の巡回バスの運行では空白地帯が多く、利用者が少ない現状を捉えると、住民の声を拝聴しながらオンデマンド交通導入の検討が必要な時期を迎えているのではないかと考えるところでございます。

次に、2点目の子ども室内遊戯施設「はれっば」についてでありますけれども、南幌町が子ども子育て支援事業計画策定時の平成31年1月に実施したアンケート調査では、遊び場や機会の充実を望む声が多く、「天気の良い日や冬場に室内の遊び場が欲しい」、「子どもだけで安心して遊べる場がない」などの声があり、中央公園と連動させる形で、沢山の人が集うにぎわいの場、まちづくりの拠点施設として、子ども室内遊戯施設「はれっば」が建設されました。

南幌町では、暮らしやすい環境や子育て施策を知ってもらうことと、効果的なプロモーションを合わせて、南幌町市街地への誘客を目指していますが、その背景には、北広島市のボールパークや道央圏連絡高規格道路の開通などがあり、通過点で終わらせないよう外からの誘客、移住定住対策の施策として、この事業が行われております。

整備に当たっては、公民連携の事業手法である「DBO方式」を採用し、構成企業の代表には大和リース株式会社、運營業務には帯広市の株式会社オカモトが当たっています。

子ども室内遊戯施設の事業費は9億2,000万円あまりで、財源としては、50%が地方創生拠点整備交付金等の補助金、その他に地方債や企業版ふるさと納税などが活用されています。

子ども室内遊戯施設は今年の5月3日にオープンし、10月15日時点で既に約12万人が来場され、今年度の目標の2倍以上となっています。

町外からの来場者が約90%で、目指していた外からの人の流れを巧みに捉えています。

室内遊戯施設「はれっば」のまとめであります、中札内村では、今年度、鉄道記念公園を改修し、安全・安心な遊具や噴水で多くの子どもたちで遊び、賑わっていますが、1年のうち約4ヶ月は雪に覆われることから、冬場の遊び場をどう確保するかが難しい課題であり、屋内遊戯施設に対する若い世代の声を聞くことも必要ではないかと考えるところであります。

以上、総務厚生常任委員会・産業文教常任委員会 合同所管事務調査報告とさせていただきます。

○議長（中井康雄君） これで、所管事務調査報告を終わります。

◎日程第6 村政・教育行政執行状況報告

○議長（中井康雄君） 日程第6、村政執行状況報告及び教育行政執行状況報告について、村長と教育長から申し出がありますので、これを許します。

はじめに、森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 定例会の開会に当たり、9月以降の村政執行状況の主なものについて、ご報告申し上げます。

以下、所管別に報告させていただきますが、一部印刷をもって配付させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。

はじめに、ふるさと納税に係る返礼品の発注ミスがありましたので、ご報告しますとともに
お詫び申し上げます。

ふるさと納税のお礼の品としてお申込みいただいた「豚肉スライス4kg盛り」について、
村から事業者へ9月19日に発注しようとした1,320件の内、869件の発注ミスがあ
ることが10月20日に判明いたしました。

このことから、当該返礼品について、直ちに発注、出荷しようとしたが、9月下旬か
らの原料価格高騰等の影響による商品代の値上げに伴い、ふるさと納税のルールである寄
附額の3割以下の商品代金での返礼品のお届けができなくなりました。

このことから、対象となる寄附者に対しお詫び申し上げるとともに、キャンセルまたは別
の返礼品にさせていただくよう対応をお願いしております。

このような事務処理ミスを発生させてしまったことは、誠に申し訳なく、心より深くお詫
び申し上げます。

中札内村を応援してくださる方々の信頼を損ねる事態となったことの重大性を厳粛に受
け止め、今後、同様な事態を繰り返さないよう事務処理には細心の注意を払い、発注管理を
含めた指導を徹底し、全力を挙げて信頼回復に努めてまいります。

それでは、総務課所管事項について申し上げます。

総務グループについてですが、本村における地域の防災力向上を図るため、9月26日、
文化創造センターにおいて総合防災訓練を実施しました。

台風接近に伴う大雨により河川の氾濫等の危険が高まったことを想定した訓練で、小中
学生や村民、消防団など435名の参加のもと、土嚢造成機見学や防災教育のための避難所
運営ゲームDOはぐ、NHK中継車による取材映像体験、消火器・煙体験コーナーの設置や
AED講習、車両救出訓練などを行いました。

また、住民向け講演会では、釧路総合振興局危機対策室の西田和也氏を講師に「災害への
備え」と題し、自助、公助、共助の大切さを学んでおります。

職員研修では、10月13日に人材育成コンサルタントの伊藤健司氏を講師にコンプラ
イアンス研修を開催し、自治体職員に求められるコンプライアンスの基本的な考え方や違
反事例から見る具体的な違反行為と影響を認識するため、ケーススタディを交えた研修を
行いました。

また、11月6日に三上淳氏を講師に、管理職を対象としたマネジメント研修を開催し、
部下とともに成果を出す管理職となるための求められる行動や知識、スキルの身につけ方
など、人と仕事の適切な管理法を学んでおります。

中札内村について学び、まちづくりに関心を持ってもらうことを目的とした中学3年生
による模擬議会を11月21日に開催しました。

美しい村づくりや福祉対策、農業振興、教育の充実、防災力の強化などについて、次代を
担う生徒たちから様々な提案や意見をいただきました。

今後の行政運営の参考とする考えであります。

消防団についてですが、令和5年秋の叙勲において、前中札内村消防団長でありました片
岡隆氏が消防団活動による御功績により、瑞宝双光章を受章されました。

本村の地域防災を50年もの永きにわたりお支えいただいたご功績に対し、敬意を表し
ますとともに、心から感謝を申し上げます。

全道秋の火災予防運動期間中の10月20日、28日の両日、団員29名の出席により、
中札内及び上札内地区の農家地区一般家庭防火査察を実施し、火災予防啓発を行っており
ます。

11月16日に、本村を会場に南十勝地域消防連携連絡会消防団員教育訓練が53名の出席により開催されました。

中札内消防署員が講師を務め、基本結索を活用した器具結索訓練およびチェーンソー取扱い訓練を行っております。

12月1日付けで消防団に新たに3名が入団され、現在の団員数は49名となっております。

次に企画財政グループについてですが、令和6年度の予算編成については、10月31日に職員への説明会を開催し、予算編成の基本的な考えを示したところであります。

令和6年度の地方財政の見通しについては、総務省の概算要求において、地方税と地方交付税などを合わせた一般財源総額は、令和5年度と実質同水準の予算を確保するとしておりますが、原油価格・物価高騰対策もあり、国の一般会計における概算要求総額は過去最大となっており、国の予算編成過程の動向を注視する必要があります。

新年度においても公共施設のエアコン整備や公共施設等の長寿命化対策に係る経費等の増加が見込まれ、地方債の発行による公債費の増加や基金の取り崩しは避けられず、財政運営はより厳しさを増すものと予想されます。

一方で、社会経済情勢は不連続的に変化しており、行政課題は複雑かつ多岐にわたります。必要な施策を見極め、費用対効果を追求すべく、職員一人ひとりが主体性を持って予算編成に取り組んでまいります。

ふるさと会の活動については、4年ぶりとなる札幌・中札内村ふるさと会が10月1日にホテル札幌ガーデンパレスで、昨年再開した東京・中札内ふるさと会は今年12月2日にホテル・ルポール麹町で開催され、それぞれ関係団体代表の皆さまとともに出席し、村の現状報告や情報交換をしながら親睦交流を行ってまいりました。

市町村交流事業については、11月11日、12日に開催された「かわごえ産業フェスタ」に今年も参加し、東京ふるさと会の役員の皆さまにご協力をいただきながら、JA中札内村、十勝野フロマージュとともに物産販売や村のPRを行い、川越市民や姉妹都市交流委員会の皆さまとの交流を深めてまいりました。

また、首都圏に住む中札内村ファンとの交流を図るため、初めての「なかさつないファンミーティング」を10月21日に都内新宿区で開催し、村にゆかりのある方や中札内ファンが集い、村の食や特産品に直接触れていただく貴重な交流機会となりました。

景観づくりの取組みについては、日本で最も美しい村連合加盟町村で連携実施する環境美化活動「ビューティフルデー」が連合設立記念日の10月4日の前後で行われ、本村では9月30日に道の駅周辺の国道236号沿い及び鉄道記念公園周辺の草取りを実施いたしました。

総合行政推進委員会の取組みについては、まちづくり部会が、今年度、まちづくり基本条例の定期検証を行い、協働によるまちづくりの取組みについてご意見をいただきました。

また、まちづくり部会及び財政部会では、令和4年度の政策評価及び村長公約の進捗に対する意見をいただきました。

2回目となる「ロッカノヨル」は、今年、時期を秋に移して六花の森で開催いたしました。

10月6日の村民限定のプレイベントは入場料を無料とし、約200名がお越し下さいました。

翌日10月7日のイベント本番は入場を有料とし、村内外から約1,500名の来場をいただきました。

各種アトラクションやキッチンカーの参加のもと、光と音の幻想的な空間を楽しんでい

ただき、「アートの村なかさつない」の発信と新たな関係人口の拡大に寄与したものと考えております。

ご尽力をいただきました実行委員長の杉江茂様をはじめ、実行委員の皆さま、関係者の皆さまに感謝とお礼を申し上げます。

次に、住民課所管事項について申し上げます。

税務出納グループについてですが、令和5年度分及び過年度分の税金または使用料等の連絡のない未納者に対して戸別訪問し、未納分の徴収及び早期の納付を促すことを目的とした一斉徴収を、該当する担当課と協力し11月18日に実施しております。

固定資産税の適正な課税に向けて、建物などの状況を把握するため、10月23日から27日までの期間、村内を巡回しながらドローンを活用した現地調査を終えております。

ドローンで撮影した画像と衛星写真、家屋台帳等を照合し、新築家屋や取り壊された家屋を発見した場合には、所有者に確認したうえで、その都度修正し適正な課税に努めております。

住民グループについてですが、ごみの減量化、リサイクルによる再利用を目的とした、本年度最終となる古着、古布等の無償回収を11月18日にリサイクルセンターで実施し、72名の方々から539キログラムの物品が搬入され、引取業者により搬出しております。

年間3回のトータルでは、1,758キログラムの回収実績となり、ごみ減量化に一定の効果を得られたものと評価しています。

音響によるヒグマ退避型装置の実証試験は、5月から11月まで桜六花公園に設置し実施しましたが、音響への慣れや音が届かない範囲でヒグマがカメラに映るなど、昨年度より効果が薄れてきていると辻維周教授から中間報告を受けております。

今後、辻教授と十分に検証を行う中で、次年度の対策と継続実施に向けて協議を進めてまいります。

中札内村立診療所医師住宅新築工事は、7月に選定した業者と協議を重ね、10月25日に契約を締結しております。令和6年3月までの工期で工事を進めております。

国民年金制度説明会が、11月11日に文化創造センターで4年ぶりに開催されました。

21名の方に参加をいただき、改めて年金制度の仕組みについて学ぶ良い機会となりました。

次に、福祉課所管事項について申し上げます。

福祉グループについてですが、65歳以上の方等の健康増進を図ることを目的として実施する高齢者等温泉利用助成は、令和5年度より新たに十勝エアポートスパそらの利用助成を開始し、11月17日現在、スパそらの入浴券は82名、更別福祉の里温泉入浴券は20名の方が購入をされております。

村に数多くある高齢者福祉サービスについて、村が社会福祉協議会に委託している生活支援体制整備事業の中で高齢者福祉サービスを一覧にまとめたパンフレットを作成いたしました。

10月広報とともに全戸配布したほか、各関係機関へ配布し活用いただいております。

「成年後見制度と相続について～知って安心、これからの心づもり～」をテーマに、権利擁護講演会を11月19日に保健センターで実施いたしました。

講師には、村内の司法書士、有賀真理氏を迎え、30名の方が参加されました。

引き続き相談会も実施し、2名の方が個別相談を受けられております。

今年度の福祉灯油の支給は、燃料価格の高騰が継続している情勢から、低所得層の高齢者などが冬期間安心して暮らせるよう、11月中旬より支給基準の上限である1世帯あたり

2万円分の灯油購入券の支給を開始しております。

次に保健グループについてですが、七色献立プロジェクト健康ポイント事業は、今年度より参加されるすべての方から申し込みを受け付けることとし、11月末現在707名の登録をいただいております。

その中でチャレンジコースを選択された方は昨年度より127名増の649名となり、活動量計を利用した健康づくりに取り組んでいただいております。

インフルエンザワクチン接種は、中札内村立診療所において、10月16日に開始しております。

接種者が集中して混雑することを防ぐため、65歳以上の年齢の高い方から優先してご案内し、次に18歳未満のお子さんや妊婦の方へと対象を広げております。

接種費用助成の対象となる65歳以上の高齢者の方1,172名及び乳幼児から高校3年生相当の年齢までの618名へ個別に案内を送付し、11月6日現在、429名が接種を終えております。

次に、新型コロナワクチン秋開始接種は、65歳以上の年齢の高い方から順に接種券を送付し、9月29日に開始しております。

11月20日現在、65歳以上の方で接種を終えた方は720名で、対象となる方の接種率は66.4%となっております。

また、12歳から64歳の対象者で、秋開始接種を終えた方は、11月20日現在、159名で、接種率は8.3%となっております。

次に、中札内きらきら保育園についてですが、生活発表会を11月25日に開催しております。

観覧席が密にならないように3歳児以下のクラスと3歳児以上のクラスの2部構成とし、全てのクラスの子どもたちの成長する姿や練習の成果を保護者の方にご覧いただきました。

次に、産業課所管事項について申し上げます。

本年の農業生産の状況ですが、農産にあっては、7月以降、晴れた日が多いものの、気温が平均より高く、猛暑日が連日記録されたことから、一部の作物で影響を受けました。

特に、てん菜は、収量は確保しつつも糖度が著しく低く、厳しい状況となっております。

このほか、豆類も一部で高温障害がみられたことから、若干ですが昨年度を下回る状況にあります。

一方、小麦は比較的良好だったほか、馬鈴薯は澱粉価が前年よりやや低いものの、収量は平年を上回った状況であります。

畜産にあっては、生乳は猛暑の影響により乳量が減少しつつも、単価は維持されているところ です。

なお、個体販売は未だ低めで推移していることから、経営はなお厳しい状況にあると想定されております。

鶏卵は道央で発生した鳥インフルエンザの影響により高めで取引されているほか、肉豚も比較的高めで取引されており、畜産全体の生産高は前年をやや上回ると見込まれております。

中札内村農業協同組合が取りまとめた本年の暫定粗生産高は、農産が53億8,000万円ほど、畜産は97億円ほどで、全体としては150億8,000万円ほどと見込んでおりますが、一方で各種経費も高騰しており、各農家とも出来高を手放しに喜べない情勢にあると伺っております。

昨年から続く肥料、燃料等の高騰や過去に例がないほどの猛暑に見舞われる中、基幹産業

の維持発展のため懸命に努力されました生産者の皆さまをはじめ、関係機関の方々のご労苦に対しまして、敬意と感謝を申し上げます。

なお、厳しさを増す農業経営環境を受けて、土づくりを支えることを目的に創設した農畜産物土づくり特別事業支援金については、9月末で申請の取りまとめを行い、127経営体に対して、11月に9,460万8,000円を交付しております。

食育、地産地消関係では、中札内産食材の消費拡大と食の推進パートナー登録制度の普及を目指した「粋匠品・食の応援団スタンプラリー」は、昨年度より263通増の延べ1,271通の応募があり、抽選により村の特産品などを発送しております。

なお、応募された方の地域別の内訳は、村内478通、道内684通、道外109通で、多くの方に中札内産食材を味わっていただけたかと思っております。

また、SNSを活用した「フォロー&リポストキャンペーン」を7月12日から19日、および10月19日から31日の期間で行い、10月31日時点で、当初よりも5,997名増の1万7,608名のフォロワー数となっております。

今年度の新たな取組みとして、中札内村農業協同組合と日本航空株式会社が連携し、地場産農産物の販路拡大と販売促進を図りました。

11月1日、2日の2日間、羽田空港エリア内にあるJAL社員食堂において、昨年度、客室乗務員と村内飲食店が考案した地場農畜産物を活用したメニューの提供を行ったほか、3日、4日には羽田空港第1ターミナル内のどさんこプラザにおいて、特産品の販売を行っております。

社食のメニュー提供は完売となったほか、空港内での物販についても、2日目の午前中で全商品が完売になり、非常に好評だったと伺っております。

大規模草地育成牧場は、夏季の放牧を終え、10月中旬以降、順次退牧を行い、10月末時点で昨年同時期よりも76頭増の659頭の舎飼を行っております。

林業関係では、村有林整備事業として、間伐22.40ヘクタール、保育間伐10.15ヘクタールを完了しております。

また、林道元更別線橋梁補修工事は10月20日に工事を完了し、26日には完了検査を終えております。

商工関係のうち、物価高騰緊急対策及び冬季間の消費活性化対策として実施しておりますプレミアム商品券事業については、10月1日から13日の期間で中札内村商工会において申込受付を行い、10月30日から11月10日の期間で販売を行い、2,130名の方が購入されております。

昨年度は2,167名の方に購入いただきましたので、今年度は昨年度よりも若干ですが減少した結果となっております。

なお、プレミアム商品券の利用は令和6年3月31日までとなっております。

観光関係では、札内川園地は11月5日に今季の営業を終えたところですが、キャンプ場等の利用客は横ばい傾向にあるものの、各種イベント等の開催により、園地を訪れる方は増加しており、今年度の利用者数は昨年度と比較して30.5%増の約3万2,000名の入り込みとなりました。

また、道の駅なかさつないの入り込みは、10月末時点では58万9,000人で、昨年同時期と比較して8.1%の増加となっており、徐々にではありますが新型コロナウイルス感染症まん延前の状況に戻りつつあります。

また、10月1日には「道の駅フェア」を開催し、ポニーの乗馬体験や中札内消防署による消防車からの放水体験、木育体験、日高山脈山頂のVR体験などの催しを行ったほか、村

内、管内のキッチンカーによる食市を開催し、約4,000名の方にご来場いただきました。

日高山脈襟裳国定公園の国立公園化についてですが、環境省では国立公園指定書案及び公園計画書案等がまとまったことから、12月8日、本日までの期間でパブリックコメントを実施しております。

この後、中央環境審議会への諮問等の手続きを経て、来年度の夏ごろには、国立公園の指定がされる見込みと伺っております。

本村においては、日高山脈国立公園化PR事業実行委員会が中心となって、11月24日に帯広自然保護官事務所の山北育実自然保護官を講師に招き、公園計画書案等の説明と国立公園化後の公園の利活用等についての講演会を開催しております。

次に、施設課所管事項について申し上げます。

最初に、工事の発注状況であります。土木、建築及び上下水道事業における全ての工事発注を終えております。

道路維持関係では、村道の路面清掃作業及び支障木枝払いなどの維持管理に取り組むとともに、村道の定期巡回点検を行い、必要に応じて随時、道路補修などを実施して良好な道路維持に努めております。

建築関係では、村営住宅におけるストック改善工事を実施して、公園団地2号棟の外壁塗装とめぐみ団地2棟の屋上防水等の改修工事を完了しております。

また、中島農業センター外部塗装改修工事は、外壁塗装及び屋根塗装等の改修工事を完了しております。

移住定住促進関係では、中札内スタイル住宅建設奨励対象として1件、定住促進住宅取得奨励対象として2件、民間賃貸住宅家賃助成移住促進奨励対象として新たに2件を認定するとともに、住宅リフォーム支援金については26件の補助決定を行っております。

また、移住促進協議会なかさつサポーターズが先進的な取り組みを進める上士幌町を視察いたしました。

移住定住のまちづくり施策を民間団体と協働で取り組み、移住者と地元の人が集まる仕組みづくりやイベントの取り組み、生活体験住宅に関することなどを確認するとともに、本村で実現可能な施策について協議しております。

さらに、移住定住担当職員2名となかさつサポーターズ会員1名が10月14日に大阪、11月11日に東京で開催された「北海道移住交流フェア2023」に参加し、北海道への移住や定住を検討されている方に本村のPRを行っております。

合併処理浄化槽設置整備事業では、1件の補助金の交付決定を行っております。

村営住宅入居関係では、一般公募住宅で3件及び随時募集住宅で5件の入居を決定しております。

本年度の除雪対象路線等は、村道延長で16.1キロメートル、歩道延長で2.4キロメートル、駐車場等の公共施設では47箇所を行い、冬期間通行の安全性を確保してまいります。

除雪作業の安全を図るため、共同企業体運営委員会による3年ぶりの本格的な研修会が11月22日に開催されました。

共同企業体の代表者と関係する幹部職等が参加し、除雪時の交通安全及び労働安全対策に対する理解を深め、除雪準備に努めていただくとともに、除雪体制等の構築に関する課題協議を行っております。

さらに、住民自らが行う除排雪の負担軽減や除雪ボランティア活動を推進することを目的とした除雪機購入費補助金については、2件の補助決定を行っております。

水道関係では、浄水場濾過池の濾過砂洗浄等を行って機能維持に係るメンテナンスを終

えております。

また、人工衛星による漏水特定調査で漏水の可能性のある箇所を解析及び特定し、漏水箇所4箇所を修繕しております。

下水道関係では、浄化センターにおける汚泥処理を正常に保つため、指定管理者と協議しながら放流水の水質保全や微生物による処理の調整を図って薬品、沈降剤の減少に努めてきております。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（中井康雄君） 次に、上田教育長、登壇願います。

（上田禎子教育長登壇）

○教育長（上田禎子君） 定例会の開会にあたり、9月村議会定例会以降の教育委員会所管事項の主なものについて、ご報告させていただきます。

はじめに、学校教育の状況であります。小中学校の学習発表会や文化祭はコロナ禍前のように多くの保護者や一般の方の参観をいただく中で、日ごろの学習成果の発表を行いました。

村内小中学校の児童会、生徒会の代表が一堂に会して、いじめ根絶に向けて意見交換する「子ども会議」を11月14日に開催し、各校の取組みがより良くなるために話し合いを行いました。

学校給食では、児童、生徒に、地元で生産、製造されている安全、安心な食材に対する理解と愛着をより一層深めてもらうため、本村で生産された食材を使用した「ふるさと味覚給食」を9月28日と11月30日に提供しました。

部活動の地域移行の意見交換会を11月30日に開催し、前半はこれまでの取組みの中間報告として、アンケート結果や剣道とバドミントンの地域指導者による活動の紹介、新規事業「からだ塾」の取組みを報告した後、北海道スポーツ協会の熊耳雅美氏から先進地事例を紹介いただき、後半はグループ別で参加者による意見交換を行いました。

次に、社会教育の状況であります。文化事業では、11月3日に村民文化祭が開催され、中札内オンステージでは、発表者の演目も広がり、子どもから大人までこの日のために練習した踊りや歌声、演奏を披露しました。近年では、入場者も一番多く、皆さん、温かい拍手を送ってくださいました。

式典では、文化振興に貢献された6名に対し、文化賞等の表彰を授与いたしました。

作品展示では、村民の皆さまから多数出品があり、文化月間事業も6事業が実施されております。

今回も企画から開催まで、多くの村民の皆さまの参加、協力を得て開催することができました。

また、十勝文化団体協議会からの表彰では、4区在住の後藤操子さんが、永年にわたり吟道の普及発展に尽力され、「文化賞」を受賞いたしました。

なお、中札内村から7年連続で十勝文化団体協議会文化賞等の受賞者が選ばれております。7年連続は、十勝管内で中札内村だけであり、文化のまちに相応しく、村の誇りであります。

なかさつ音まちプロジェクトでは、9月23日にピータン大道芸、11月18日には山崎バニラ活弁大絵巻を開催しました。

また、11月12日にファツィオリピアノの試弾会を行い、村内外からの参加がありました。

11月27日には、アーツブレッド中札内実行委員会主催による学校コンサートが文

化創造センターを会場に、村内小中学生及び中札内高等養護学校生徒を招いて行われました。

児童、生徒は、世界的ヴァイオリニストのジェラルド・プーレ氏の優美な演奏に感動しておりました。

交流事業関係では、川越市児童生徒の移動絵画展を10月27日から文化創造センターや各学校において展示しております。

また、川越市訪問交流事業では、令和6年1月10日から13日までの3泊4日で、中学1年生6人の派遣を決定しました。

青少年国際交流派遣研修事業では、令和6年3月24日から30日までの期間、中学2年生5人の派遣を決定しました。

研修先は5年前と同じアメリカ・ハワイ州のエバ・マカイ・ミドルスクールで、同校からは今月17日から23日まで8人の生徒が来村予定で、ホームステイや中学校での授業体験、小学校での交流、自然体験などで冬の北海道、中札内村を体験していただきます。

図書館事業では、11月11日から18日までは除籍本などの古本市を開催し、11月12日に図書館脱出ゲーム、11月18日にケーキデコレーション講座を行い、子どもから大人まで参加をいただきました。

また、10月4日から高齢や障がい等の理由で来館が困難な方を対象に、図書宅配サービスを今年度末まで試験的に実施しております。

体育関係事業では、9月23日にパークゴルフ大会、9月24日に村民登山会、11月26日にゲートボール大会を開催しております。

また、10月9日にファミリーマラソン大会を開催し、ゲストとして村内在住の元ホクレン女子陸上競技部キャプテンの石橋美穂さんや北海道十勝スカイアースの3選手が参加して大会を盛り上げていただきました。

当日は、快晴だったこともあり、近年で最大の延べ161名の参加となりました。

村民に運動の習慣化を促す事業として、ちくだいKIPや保健事業と連携したヘルスケアプログラムを開催し、個人に合わせたストレッチや筋トレ方法など、健康な体づくりを目指して取り組んでいます。

村民の皆さんから募集しました屋内多目的運動施設の愛称が「わいわい」に決定しました。

中札内小学校1年生の鎌田大雅さんが「みんながわいわい集まれるように」という意味を込めて考えてくださり、今後もより多くの方に親しんで利用していただきたいと思います。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（中井康雄君） これで各執行状況の報告は終わりました。

休憩をしたいと思います。

午前11時15分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時14分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

◎日程第7 報告第4号 令和4年度中札内村教育委員会の活動状況に関する点検及び評

価の報告について

○議長（中井康雄君） 日程第7、報告第4号、令和4年度中札内村教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の報告について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、報告書の提出がありました。

提出者から説明を求めます。

上田教育長、登壇願います。

（上田禎子教育長登壇）

○教育長（上田禎子君） 中札内村教育委員会の活動状況に関する点検及び評価についてご報告申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、令和4年度における教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価を行いましたので、別冊のとおり提出し、ご報告申し上げます。

なお、別冊は教育委員会議の議案として承認決定されたものであります。

詳細につきましては、教育次長より説明を申し上げますので、内容をご覧いただき、今後の教育行政の執行にあたり、ご助言をお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（中井康雄君） 補足説明、渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺大輔君） 補足説明を申し上げます。

教育委員会では、効率的な教育行政の推進に資するとともに、村民への説明責任を果たすため、教育委員会の事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行い、報告書を作成しました。

今回、別冊黒ナンバー6の報告書を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、中札内村議会に報告するものです。

教育委員会では、点検及び評価の実施を通じて、施策効果の検証と改善を図りながら、教育行政の着実な推進に努めてまいりますので、報告書の内容をご覧いただき、ご助言をいただければと考えております。

なお、点検及び評価を行うにあたりましては、教育に関し、学識経験を有する者の知見の活用を図るとされており、元教育委員の杉江茂氏から指導助言をいただいておりますことを申し添え、補足説明とさせていただきます。

○議長（中井康雄君） 説明が終わりました。

この報告書については、報告済みといたします。

◎日程第 8 議案第67号 中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第 9 議案第68号 中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第10 議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） この際、日程第8、議案第67号、中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第9、議案第68号、中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第10、議案第69号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3件を一括

して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

(森田匡彦村長登壇)

○村長（森田匡彦君） ただいま、一括上程議題に供されました提案の趣旨についてご説明申し上げます。

8月に人事院が国家公務員に対する給与改定の勧告を行い、その後、11月に一般職の給与に関する法律等が国会で成立しております。

本村の職員給与については、これまで国家公務員に準じた改正を行ってきたことから、給料及び期末勤勉手当等について、条例の一部を改正するものであります。

また、これまで職員に準じて改正している議会議員及び村長等特別職の期末手当についても、過日開催しました特別職報酬等審議会において審議いただき、諮問どおり答申されましたので、併せて、関係条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 議案第67号、中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第68号、中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第69号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、一括して補足説明を申し上げます。

本議案は、国家公務員の人事院勧告に伴う給与法案が11月17日、参議院本会議で可決成立したことに伴い、国家公務員に準じて改正を行うものです。

まずはじめに、令和5年人事院勧告による給料及び勤勉手当に関する概要について、ご説明いたします。

今年度においても、昨年度同様、民間企業との格差を解消するため、月例給とボーナスの引き上げがありました。

給料は、民間企業における初任給の動向や公務における人材確保が喫緊の課題であることを踏まえ、新規採用職員の初任給を、高卒、短大卒にあつては1万2,000円の引き上げ、大卒にあつては1万1,000円の引き上げを行うものとなります。

また、職員の期末、勤勉手当につきましては、支給月数を期末、勤勉でそれぞれ0.05ヶ月分を引き上げ、支給率を年合計4.5ヶ月分に改定し、引き上げ分は12月期分の期末手当、勤勉手当にそれぞれ配分されます。

また、令和6年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当、期末手当が均等になるよう配分となっております。

それでは、黒ナンバー12番の議案関係資料1ページをお開きください。

議会議員及び村長等の給与に関する条例の一部改正についてであります、これまでも職員に準じて改正を行っており、手当は期末手当の一本での算定となっております。

期末手当の令和5年度12月期分に100分の10、0.1ヶ月分を加算して、100分の230の支給率に改正しようとするものです。

また、令和6年度以降の支給につきましては、0.05ヶ月分引き上げ、年合計4.5ヶ月分に改定しますが、6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう調整を図るものであります。

次に、2ページの中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正

する条例、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

附則といたしまして、第１項では、執行日は交付の日から施行し、適用は１２月１日からといたします。

また、附則第２項では、本年１２月に支給する期末手当にあつては、すでに６月期末手当の支給が終わっておりますことから、本則第５条中、１２月については、改正後の「１００分の２２５を乗じて得た額」とするを、「１００分の２３０を乗じて得た額」に改めることとしております。

次に、３ページの中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、附則につきましては、議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例と同様の内容となりますので、説明は省略をさせていただきます。

いずれの改正も、条例可決後、年内の支給といたします。

また、本改正につきましては、１１月２日に開催しました特別職報酬等審議会で諮問し、同月６日に諮問どおりの内容で答申がされております。

次に、職員の給与に関する条例ですが、資料の８ページ、行政職給料表新旧対照表をご覧ください。

村の給料表における平均改定率は全体で１．５％の改定率であります。初任給をはじめ、若年層に重点を置き、改定率が手厚くなっており、号俸が進むにつれ改定率を低減させる形での引き上げの改定となっております。

最後になります。

今回の人事院勧告に基づく主な給与の影響額であります。特別職における期末手当で約１９万８，０００円、一般職では、給料改定で特別会計を合わせまして５６５万４，０００円、期末、勤勉手当で４９２万８，０００円となっております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第６７号から議案第６９号、これらの３件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第６７号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第６７号、中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第６７号は原案のとおり可決されました。

議案第６８号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第68号、中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

議案第69号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第69号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第70号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第11、議案第70号、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、委員等の報酬のうち、社会福祉員の報酬につきまして、過日開催しました特別職報酬等審議会において諮問し、審議いただき、社会経済環境の変化やその職務と責任に対応するため、報酬の増額が妥当であると答申を受けましたので、現行条例の一部を改正するのであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 議案第70号、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー12番、議案関係資料12ページ、新旧対照表をお開きください。

社会福祉員の報酬改定につきましては、これまで10年以上改定がされず、その間の社会経済環境の変化やその職務量や職責に対応し、さらには、将来的な担い手確保に資するため、別表第1、社会福祉員の項、職別の欄に福祉員長、福祉員の区分を新たに設け、現行の福祉員の報酬額を職別に応じて報酬額を引き上げしようとするものであります。

引き上げ額は、福祉員長が3万2,800円の引き上げで、年額12万6,000円、福祉員が2万6,800円の引き上げで、年額12万円に改定しようとするものです。

条例の施行は、令和6年4月1日としております。

また、本改正については、11月2日に開催した特別職報酬等審議会で諮問し、同月6日に諮問どおりの内容で答申がされております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第70号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番木村議員。

○4番（木村優子君） こちらの改定で、年額が上がったということで、今、総務課長のご説明のとおり理由と、あと、議員さんからもこちらの報酬の額を改定を望む声、議会でも上がっていたと思うのですけれども、上がったことに関してはとてもいいことだと私も感じております。

額をこの額にすることの基準というのですか、ほかのところの例えば自治体さんと比べてこの額になったとか、この額にした基準はどこに置いていたのか。

その辺り、お伺いしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） 民生児童委員さんの担当になりますので、私の方からお答えをしたいというふうに思います。

報酬額につきましては、管内の状況を確認させていただきまして、村の場合は、上から5番目程度ということで極端に低いということではありませんでした。

ただ、先ほど説明がありまして、いろいろな活動に期待されることですか、実際に活動なさっていただいているというところで、このような形に改正をさせていただきました。

基準なのですけれども、定例の民協というのが毎月ございまして、ほぼ2時間、2時間半ぐらいの会議を行っております。

通常、ほかの委員会等でも報償費は出しておりまして、会長職で1回の会議で3,700円、委員の方で3,200円というのが、まずあるかと思います。

そのほかに、民生委員さんの方たちは担当地区をお持ちいただいて、その会議に合わせていろいろご報告をいただきますが、家庭訪問等をしていただいています。

恐らく、1件1時間、長くて2時間という時間もかかろうかと思いますけれども、平均で7時間ぐらいというふうに算定をさせていただきまして、北海道の最低賃金が1時間960円ぐらいということですので、960円掛ける7時間、ほかにガソリン代、電話代等ということで換算をさせていただきまして、このような金額を設定させていただきました。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） それでは、これで質疑を終わります。

議案第70号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第70号、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第71号 中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(中井康雄君) 日程第12、議案第71号、中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和5年5月19日に公布、同法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が令和5年7月20日に公布されたことに伴い、本村条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長補佐より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長(中井康雄君) 補足説明、山本住民課課長補佐。

○住民課課長補佐(山本一美君) それでは、黒ナンバー12番、議案関係資料の13ページ、新旧対照表により補足説明申し上げます。

今回の改正は、上部法改正に伴うものとなりますが、出産する被保険者は、産前産後期間に働くことができなくなり、世帯所得が減少することなどを踏まえ、出産予定日の前月から翌々月までの4ヶ月間に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額が新たに追加されたことによるものです。

なお、多胎妊娠の場合は、3ヶ月前から出産予定日の翌々月までの6ヶ月間となっております。

このことから、本村国保税条例第15条、国民健康保険税の減額に第3項を追加し、第1号と第2号は基礎課税額の所得割額と均等割額、第3号と第4号は後期高齢者支援金等課税額の所得割額と均等割額、第5号と第6号は介護納付金課税額の所得割額と均等割額の減額について、その下、第16条の3を第16条の4とし、第16条の3に出産被保険者に係る届出方法等についてを併せて追加するものとなります。

最後に、附則のとおり、改正後の条例は、令和6年1月1日から施行いたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長(中井康雄君) これで提案理由の説明を終わります。

議案第71号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
議案第 7 1 号に対する討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 7 1 号、中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 1 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 3 議案第 7 2 号 中札内村農村環境改善センター設置条例の一部を改正する
条例の制定について

◎日程第 1 4 議案第 7 3 号 中札内村まちなかキッチンスタジオ設置条例の制定について

○議長(中井康雄君) この際、日程第 1 3、議案第 7 2 号、中札内村農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例の制定について、日程第 1 4、議案第 7 3 号、中札内村まちなかキッチンスタジオ設置条例の制定についての 2 件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) だだいま、一括上程議題に供されました提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、まちなかキッチンスタジオの整備に伴い、条例の名称を中札内村まちなかキッチンスタジオ設置条例とし、条例の制定をしようとするものであります。

また、隣接する中札内村農村環境改善センターの管理について、中札内村まちなかキッチンスタジオ設置条例と同様に、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に管理を行わせることができる旨の規定を追加するため、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(中井康雄君) 補足説明、尾野産業課長。

○産業課長(尾野悟里君) それでは、補足説明申し上げます。

はじめに、議案第 7 2 号、中札内村農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例について、黒ナンバー 1 2 番、議案関係資料 1 6 ページ、新旧対照表をお開きください。

今回の改正につきましては、新たに第 5 条として、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者による管理に係る規定を追加し、同条第 2 項において、指定管理者が行う業務を定めております。

また、5 条を追加したことにより、これまで 5 条で規定しておりました規則への委任に係る規定は、第 6 条に繰り下げを行うものです。

なお、附則についてですが、この条例は、公布の日から施行しようとするものです。

次に、議案第73号、中札内村まちなかキッチンスタジオ設置条例の制定についてですが、黒ナンバー5番、議案の20ページをお開きください。

はじめに、条例の名称についてですが、中札内村まちなかキッチンスタジオ設置条例といたします。

第1条は、設置として、「食を通じて人と人をつなげる憩いの交流空間を創設し、まちなかにおけるにぎわいの創出や地域コミュニティの形成につなげるとともに、多様な世代の食と健康づくりの取組を推進する拠点施設とする。」と設置目的を規定し、第2条は、施設の名称及び位置を規定しております。

第3条は、施設が行う事業を規定し、「地域住民の自主的な活動及び相互の交流活動の場の提供に関する事」、「講習会、サークル活動、その他各種レクリエーションの場の提供に関する事」、「食育活動の場の提供に関する事」、「地場産食材を活用した商品開発の場の提供に関する事」などの7点を規定しております。

第4条は、使用料で、別表に掲げる使用料を納付しなければならないとし、その金額につきましては、他の公共施設同様に、使用料の算定基準により、レンタルキッチン、加工調理室ともに1時間300円としております。

また、第5条は使用料の減免について、第6条は使用料の還付について、それぞれ定めをしております。

次に、第7条は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者による管理に係る規定及び同条第2項において、指定管理者が行う業務を定めております。

また、第8条は、施設設備を損傷、滅失した時の損害賠償についてを定め、第9条は、規則への委任に係る規定を定めております。

最後に、附則についてですが、この条例は、施設を開設する令和6年4月1日から施行しようとするものですが、第7条の指定管理者による管理についての規定は、開設の準備等を円滑に進めることができるよう、公布の日から施行しようとするものです。

以上で補足説明終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これら2件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番福原議員。

○5番（福原一斉君） 議案第73号、まちなかキッチンスタジオの条例について質問をいたします。

別表の使用料ということで、1時間300円と明記されてございますが、これについて、個人ごとにかかるのか、団体においても300円なのかということで、どちらなのかということで質問したいのですが。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） まず、使用料の関係でございますけども、今回、条例については、1時間当たりの部屋面積ということで、それぞれ1時間300円というふうに規定をさせていただいたところです。

実際の申込みが個人なのか団体なのかというところの部分については、このあと、各それぞれの施設の状況とかを踏まえながら、このあと、規則の方を改めて設定する形になりますので、そちらの方の規則の中で、その部分についてはちょっと検討、謳い込んで運用をしていきたいというふうに思っております。

○議長（中井康雄君） 5番福原議員。

○5番（福原一斉君） ちょっと明確でなかったかと思うのですが、一人ひとりに300円かかるのか、団体において300円なのか。

あるいは、この施設自体が1時間300円なのかどうなのかということをお伺いしたいのですよね。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 基本的には個人単位というふうには考えておりますけども、ほかの公共施設、例えば、改善センター等を使う場合においては、例えば、団体で申込みただいている場合はその団体の方が1時間当たり300円とか500円とかという形で負担していただいておりますので、その部分についても規則の中で、同じような運用ができるよう、今後盛り込んで規定していきたいということで考えているところでございます。

○議長（中井康雄君） 細かいところはこれから規則でつくり上げていくということでございます。

よろしいですか。

4番木村議員。

○4番（木村優子君） 今の使用料についてなのですが、今のご説明で、これから細かいところは規則の方で設定していくということでしたので、もしかしたら私の質問もそちらの方になるのかなと思うのですけれども、例えば、運動施設、プールとか、あとは体育館とか、村内、村外で料金分けている場合があります。

村内だと安いけど、村外の方が使う場合は多少料金設定が高くされていると思うのですが、そちらのお考えも規則の方で考えるということなののでしょうか。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 基本的にまちなかキッチンスタジオについても、村外利用される方の部分も当然利用できるというふうには考えております。

ただ、使用料の部分に係ることにつきましては、先ほどと同様、このあと詳細を詰めて規則の方でその要項を盛り込みたいというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 私の質問も多分規則の方に関係してくるのかもしれませんが、この加工調理室あたりの使用料ですけれども、多分ここで使う場合には、熱源といいたいでしょうか、電気になるのか、ガスになるのかわかりませんが、そういったものを使った場合の負担というのはないのかどうなのか。

その辺もまた今後規則の中で決められていくのかどうなのか。

その辺をお聞きしたいと思います。

あと、このキッチンスタジオの使用時間というのですかね、何時から何時まで使えるとか、そういったこと等もまた、これ規則の中で決めていくのかどうなのか。

その辺もお聞きしたいのと、あと、施設の運営管理等についてですけども、この建物だけでなく、緑地帯等も今後外構で整備していきますよね。

そういった緑地帯の維持管理というのは、この指定管理者の方でやられるのか、それとも、村の方別でやられるのか。

その辺についてお聞きをしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） まず1点目の調理室を使った際のガスですとかそういったところの使用料の関係ですけども、他の公共施設、例えば、保健センターですとか、あるいは中島農業センター等もそうだったのですけども、過去には使用料のほかに別途加算という形でガスの使用料ですとか、そういったところを上乗せして使用料ということで規定していた経過もございますが、各施設とも現在は廃止されておりますので、それと同様に、こちらの施設においても、あくまでも利用に当たっては、部屋面積に基づく使用料という形にしているところでございます。

したがって、別途ガス代ですとか、そういったところは、ほかの公共施設と同様に取らないという形でございます。

2点目の開所時間の部分については、こちらの方につきましては、基本的には改善センターと一体管理していく形になりますので、現行の改善センターの条例と合わせていく形にはなるのですけども、キッチンスタジオの部分については、まだ検討の余地もあるかと、その部分含めて、どのぐらいの時間営業するのか、開館するのかという部分はございますので、その部分については規則の中で盛り込みながら規定をしていきたいと言うふうに考えております。

また、3点目の維持管理の関係ですけども、こちらの施設につきましては、改善センターと同様に一体的に管理していただくことを想定しております。

管理の中には、外構部分、特に緑地帯ですとか、そういったところも含めた形で管理をお願いしたいというふうに考えているところです。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 調理室の方のガスですとか、そういった使用に関してですけども、ほかの施設と合わせて、別に徴収はしないということでございます。

ただ、結構以前も使われていたように、味噌づくりですとか、結構長時間と言いましょるか、使用料の多いような使用団体もおられると思うのですけども、もし、ほかの町村あたりも視察した時には、メーターまで付けてそういったガスの使用料だったかな、そういったものをいただいている町村もございましたけども、うちの村としてはそこまではしないで、この部屋代の使用料で見ていくと。

それだけの負担で済ませるということで理解してよろしいですね。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 基本的には、まずはできあがったキッチンスタジオを利活用してもらうことが、多くの村民に利活用してもらうということが、村としてはそこを一番の目的として考えたいというふうに思っておりますので、この利用料の設定につきましても、他の公共施設と同じように、割増加算は設けない考えでおります。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） 今聞くと、使用料のみみたいなところあるのですけども、これは料理の仕方によっては、加工品だとか何かは、冷蔵庫使う、長期間。

それから、いろんな材料つくる時には、熱してしばらく時間を置かなくてはいけないから、ガスがかなり使いますよね。

過去に本別に行った時は電気料だとか何か、ガス代取っていたはずなのけども、あくまでもそういうことであれば、今度調味料も置かなければいけない、なくなったらどうす

るのだという話まで出てくると思うのですよ。

やっぱり使うからには、やっぱりそれなりの負担はしてもらわなくてはいけないのではないかという気がするのですけどもね。

村があくまでも300円という話ですけども。

その辺ちょっと考えていくことはないのですかね。

かなり、今度大型の加工用の冷蔵庫もつくるみたいですけども。

これも長期間入れるとかなりの時間はかかりますよね。

料理にいうと、例えば、豚丼のタレをつくる時には、一つの鍋の中に3時間、4時間、グラグラ、グラグラ煮たして使わなければいけない。

こういう、例ですけども、そういうものがいろいろ差があると思うのですよ。

それ本当にいっぱい使ってもらうのならそれはタダでもいいのですけども、何かちょっとそこまでして村が負担してやらなくてはいけないのかなという気がするのですけどもね。

その辺はいかがですかね。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 今、北嶋議員から、村がどこまで負担するかというようなお話をいただいたところなのですけども、基本的に電気代、ガス代も含めた使用料の考え方なのですけども、この部分につきましては、これまで道の駅にありましたカントリープラザについても、当初はガス代あるいは電気代みたいな形でかかっていた分を、割増料金を設けながら料金の方を設定していたのですけども、この部分についても、最終的には廃止して、使用料のみで、面積による使用料のみでこの間ずっと行ってきたということもございますので、今回、キッチンスタジオの利用料についても同じ考え方で基本的には料金の設定をさせていただいたというところでございます。

また、今ご意見の中で、例えば、調味料ですとかいろんな材料ですか、そういったところの話もございましたけども、基本的にまちなかキッチンスタジオで、料理でつかっていただくような調味料等につきましては、利用される方に負担していただくというのは原則になりますし、例えば、冷蔵庫等についても、ちょっと加工調理室は別ですけども、レンタルキッチンにつきましては、その都度基本的に持ち帰りしていただくというのが基本かなというふうには考えているところでございます。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） いろいろ難しい問題もありますけど、より多く使ってもらうためには使用料だけという話もよくわかるのですけどもね。

やっぱりこれ細かいことを決めておかないと、あとからどうするのだという話が出てくると思うのですよ。

やっぱり団体と個人ではえらい違うのですけども、例えば、味噌使う時に、今日はここに置いて帰って、あとからまたやらなければならないとかということがあったはずなのですよ。

そういう時には、何日分もらうのですか、何時間分もらうのですかという、そういう細かいこともいっぱい出てくると思うのですよね。

だから、その辺が、今これから細かく決めるというのですけども、そういうことも含めながら考えていかないと、あの時に「ただ」って言ったではないかみたいなところもあるのですけども、その辺がちょっと難しい問題が出てくるのでないかと。

それからもう一つ、団体と個人というけども、個人で5人で集まったら300円ずつ全部払うということになるのですか。

その辺もちょっと聞きたい。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 最後の北嶋議員の関係ですけども、その部分も含めて、他の公共施設と同じような利用方法を村としては考えておりますので、このあと、規則の中できちっとその辺は定めるという形に整理していきたいというふうに思っております。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 北嶋議員からご意見いただいた部分、現段階で規定をある程度定めておかなければいけないのではないかというご意見もあったところなんですけども、基本的に設置条例につきましては、施設の設置に関して基本的な部分のみを条例で今回規定しているというところでございます。

実際の利用ですとか運用については、このあと定めます設置規則の中できちっと盛り込んでいきたいというふうには思っておりますので、北嶋議員がおっしゃられたような部分も含めて、そこは規則の中でしっかりと盛り込んでいきたいというふうには思っております。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） 大体わかりましたけど、なかなかいろんな人に利用していただくということは大変わかるのですが、ただ同然ということにもならないし、やっぱり必要であるからには、ある程度それなりのものを個人負担してもらわなくてはならないということもたくさんあると思うのですよ。

今どうすれこうすれということではできないのですが、そういうふうに関係のもの決めていかないと、利用の際にいろんなトラブルが起きてくると思うのでね、その辺しっかりやっていただくのと、さっき言ったように、5人個人集まっても個人なのか団体なのか。それだけ。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 最後の5人の個人が集まった時に団体とするのかというところなんですけども、基本的に、通常、この施設ではないですけども、ほかの、例えば改善センターですとかで使用申込をいただく場合は、基本的にその代表者の方に申し込みしていただいているというふうに、それぞれ5名が連名で申し込みをしているというわけではないので、基本的には同じような運用の仕方なのかなというふうに思っております。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第72号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第72号、中札内村農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

議案第73号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第73号、中札内村まちなかキッチンスタジオ設置条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

お昼の時間になりましたので、休憩をしたいと思います。

午後1時まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

◎日程第15 議案第74号 中札内村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第15、議案第74号、中札内村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、近年、消防団員のなり手不足が全国的な課題となっている中、本村においても社会情勢の変化や人口減少に伴い、消防団員の確保が困難となってきたことから、消防団の実情を勘案して定数を見直そうとするとともに、欠格条項を追加するものであります。

詳細につきましては、担当参事より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、山澤総務課参事。

○総務課参事（山澤康宏君） それでは、議案第74号、中札内村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー12番、議案関係資料の17ページ、新旧対照表をお開きの上、ご参照くだ

さい。

今回の改正は2点ほどありますが、1点目は、第2条の団員定数を70人から60人に改めるものでございます。

提案趣旨にもありましたが、全国的な消防団員の減少、特に若年層のなり手不足が深刻な課題となっておりますが、本村消防団においては、退団者数が入団者数を上回り、団員確保が困難な状態が続いております。

令和3年度から消防団とも協議を重ねた結果、社会情勢の変化や人口減少、消防署の広域など、本村の消防力を検討した結果、実態に見合った定数を60人とし、今後は新たな団員の勧誘を促進し、本村全体の消防防災力を向上させることを目指していきます。

また、第5条の欠格条項については、中札内村暴力団排除条例第2条第2項に規定する暴力団員の文言を第4号に追加するものであります。

施行期日については、令和6年4月1日からとするものでございます。

なお、このほか、規則における関係条項の改正が必要となりますので、今年度末までに一部改正を行うものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第74号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番福原議員。

○5番（福原一斉君） 消防団員の定数の削減ということでございますが、定数減により、村の現在の防災体制に支障はないのかということをお伺いしたいと思います。

また、逆に定数減にすることによってどういったメリットがあるのか。

また、今後、改正後の消防団員の補充や募集について、具体的な案がありましたら、お答えいただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 山澤総務課参事。

○総務課参事（山澤康宏君） それでは、ただいまの福原議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず1点目、防災体制に支障はないかということのご質問であったかと思いますが、今回、あくまでも定数を70人から60人とした中での案でありまして、実員数が減るわけではないということで、これまで30年間ほどのデータ収集しましたところ、火災等、災害出動においては、約30人強の出動率となっております。

それに加え、消防職員を含めると、大体40人ぐらい、それぞれの現場に出動しているかと思しますので、支障はないと、消防団との会議の中でも結論に至ったところであります。

あと2点目の効果ですね。

効果としましては、財政的な面になるかと思いますが、消防の方で負担している負担金が出てきております。

それが消防団の公務災害等補償保険、それが1人当たり2万3,500円になっております。

単純に10名分ということプラス北海道消防協会の負担金、そちらも合わせまして、約23万円から24万円の削減ということで、こちらは定数で支払請求されていますので、ちょっと実員とは乖離しているかなということで、そちらの財政的なメリットがあるかと思えます。

3番目のこれからの消防団員の確保についてという質問でよろしかったですか。

そちらにあっては、令和３年度から、消防団あり方検討会というのを立ち上げまして、消防団の課題である定数削減、あとは女性消防団制度、機能別団員についての協議を行ってきました。

その中で、結果を踏まえて、翌令和４年度に正副団長、分団長、消防署長からなる方針決定会議協議してきております。

その中で、定数削減とともに、削減した分、今後は女性消防団の募集をしていこうという結論に至ってしまして、今年３月の消防団総会の中でも、団員の皆さまに方向性を伝えたことでもあります。

団員さんからは、近年、個人装備だったり、使用する資機材が充実していることや、消防職員増えたことによってカバーできるのでないかという意見でまとまっております。

以上になります。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

５番福原議員。

○５番（福原一斉君） 定数減によって、地域の防災力が低下するようなことがないように、新しい消防団員の勧誘にも力を入れていただきたいなというふうに思います。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） なければこれで質疑を終わります。

議案第７４号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第７４号、中札内村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第７４号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１６ 議案第７５号 札内川園地南札内溪谷に係る指定管理者の指定について

◎日程第１７ 議案第７６号 中札内村日高山脈山岳センターに係る指定管理者の指定について

○議長（中井康雄君） この際、日程第１６、議案第７５号、札内川園地南札内溪谷に係る指定管理者の指定について、日程第１７、議案第７６号、中札内村日高山脈山岳センターに係る指定管理者の指定についての２件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） ただいま、一括議題に供されました指定管理者の指定２件の趣旨について、ご説明申し上げます。

本案件は、札内川園地南札内溪谷のほか１施設の指定管理者を指定するため、地方自治法

第244条の2第6項の規定に基づき提案するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） それでは、補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー5番、議案24ページ及び25ページをお開きください。

札内川園地南札内溪谷及び日高山脈山岳センターの指定管理者の指定については、株式会社A O I L Oに、令和6年4月から3年間指定するものでございます。

指定します株式会社A O I L Oは、令和3年4月から両施設の管理運営を行い、各施設設備の適正な運用知識、技能、能力を有していること、また、これまでも各種アウトドア、自然体験事業を実施してきた実績を踏まえ、今後も適正かつ効率的な管理運営を行うことができることから、引き続き、公募によらないで選定をするものであります。

なお、指定の期間についてですが、札内川園地南札内溪谷及び日高山脈山岳センターの所在エリアは、令和6年度中に国立公園として指定される見込みとなっておりますので、国立公園後の施設機能のあり方や利活用方法等については、現時点で流動的な部分もあることから、令和6年度から3年間として指定するものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これら2件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番船田議員。

○1番（船田幸一君） 今、ご説明がございましたけれども、日高山脈国立公園、国定公園が国立公園化になる見込みは、令和6年の夏ごろということで、新聞報道等もされています。

そういった中で、今現状は国定公園法の中で村が運用されているということであります。

しかしながら、国立公園化に向けて、国、環境省の指定される条項等、様々、国定公園と国立公園の運用についてのあり方については、内容が大きく制約がされるということで、相当数変わる部分があるだろうと。

また、なおかつ、それに伴って関連する村の条例の見直し等も当然ながら発生してくるだろうというふうな予測がされるわけであります。

ただ、この中で、指定期間が令和6年4月1日から令和9年3月31日までということになってございます。

基本的に国立公園化になる予定である令和6年夏、これがはたしてこの契約がその時までずっと継続していかれるということになった時に、新たな見直しがされるのか、それとも、この契約条項の中で、指定管理者の契約条項の中で、国ないしは環境省等の要請、要望にしたがって、契約内容について変更ができる旨の契約の定めを盛り込むのかどうか含めて、やはり全体像を見通した時に、国の令和6年8月、夏ごろということでありますから、この辺の境目、場合によっては契約条項が優先されるという法的な根拠も当然あると思いますけれども、その辺についての村の現段階のご見解はどのようになっているか、ご説明をいただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 今ご質問がありました国立公園化後の運用のあり方というところでございますけれども、基本的には国定公園も国立公園も同じ法律の中で縛られている

という部分がございますので、国定公園と国立公園、今、特に札内川園地が置かれているエリアで、国立公園化によって大きく法令上縛りが加わるというところは、現在、大きく変わらないというふうに環境省の方からは伺っております。

ただし、国立公園になった際に、例えば、ビジターセンター機能として、山岳センターのあり方、こちらの方は機能強化の部分もそうなのですが、そういったところはある程度、また国立公園化後を見据えると、今後検討していかなければならないところかなというところだと思っています。

したがって、通常の札内川園地の管理、例えば、キャンプ場の管理ですとか、山岳センターの通常管理の部分につきましては、あまり大きく変更がないというふうに考えていまして、現段階では、大きな指定管理の契約に変更が生じるものではないというふうに村の方では捉えています。

ただ、山岳センター機能を、例えば、今後付加していく中で、まだいろいろと考えなければいけないところがあるかなというふうには思っておりますけれども、指定管理期間自体に大きな影響が、今回3年間とさせていただいておりますけれども、そこに大きく影響がある、国立公園によって大きく影響があるというふうには、村としては考えていないというところでございます。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

1 番船田議員。

○1 番（船田幸一君） 今、詳しく説明いただいたわけでありますけれども、例えば、国立公園化によって、指定管理者の範囲が、今言われている札内川園地に関することと、それから山岳センターに関することと、今2つのことですが、この範囲が広がるという可能性はあるのでしょうか。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 国立公園化によって、エリアという部分でいけば、今、国定公園の場合、駐車場、いわゆるフリーサイトゾーンは国定公園のエリアに入っていませんけれども、国立公園になるとそちらもエリアに入るとい形になりますけれども、その部分も含めて、現在、A O I L Oの方で管理は行っておりますので、エリアの拡張に伴って業務量が増えるということはないというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

1 番船田議員。

○1 番（船田幸一君） わかりました。

私どもも私自身も勉強不足もありますし、推測で憶測で発言をするつもりはございませんけれども、今後に向けて、やはり国立公園化、そして拠点施設がやはり村の中で当然指定されるわけです。

指定に当たっては、村にも打診があって村も返答しながら、国と協議しながら、拠点施設に向けては設定されていくのだろーと思ひます。

そういう経緯の中で、村民の皆さまもかなり注目して、先のことについていろいろと関心を持たれていると思いますので、今後も向けても、公明正大な形の中で事業運営に当たっていただきたいということで私の質問を終えさせていただきます。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

2 番北嶋議員。

○2 番（北嶋信昭君） 今いろいろ聞いたのですが、例えば、国立公園化によって、いろんな施設とか、あの場をもっと広くしたいとか、何かそういうことに関して、もしかあ

るのなら聞かせていただきたいのと、できないのかもしれないし。

ただ、自分として考えるのは、全部村がやるのではなくて、大手のアウトドア会社みたいなものたくさんあるのですけども、そういう方に頼っていかなくてはいけない時もあると思うのですけども、国立公園化によって一切そういうものはできるのか、できないのか。

今の状況の中で全部やっていくのか、その辺をお聞かせください。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） まず、国立公園化以外で、国立公園化になった後の事業展開、この後、現状のままやっていくのか、それともふくらませるのかということのご質問ですけども、この部分については、今まず、基本的には今やっているアウトドア事業については継続してやっていくという形になりますし、仮に新たなアウトドア事業等を検討していく機会があれば、その部分はこの後、実際指定管理者が決まった後も含めて、指定管理者とも協議をしながら、例えば、新たなアウトドアメニューの開発ですとか、そういったところは考えていきたいというふうに思っております。

あと、国立公園に変わるのに許可が必要かという部分ですかね。

2点目の部分だけちょっとすみません。

○議長（中井康雄君） 休憩します。

尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 国立公園化になった後の部分ですけども、先ほど言ったように、新たなソフトメニューについては、今後も検討して、新たなメニューが追加できるのであれば追加していきたいというふうに思っておりますし、ハード事業につきましては、やはり国立公園になった後は、それなりにハード事業の整備については、国等の許可が必要になってくる部分でもございますので、今の現段階でハード部分については、トイレ等の改修については、村としては予定しておりますけども、それ以外で大きなハード部分の整備は、現段階では考えていないというところでございます。

○議長（中井康雄君） 2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） 今のところ考えていないというのですけども、多分これが、だんだんエキサイトしてくると、中札内もこのままの園地の状態ではだめだと。

また何かをやらなくてはいけないという話になるのだろうと思います。

ですけども、そこには必ず補助事業が付いてくるような気がするのですけども、ただ、村としてやる時にはものすごく負担が大きくなってくるわけですね。

さっき言うように、アウトドアの大手の会社もあるのですけども、そういう人方とも何かあれば話もできるのかという気がするのです。

極端な言い方すると、中札内ばかり負担背負わないで、国の予算とやっぱりそういう人方を協力いただけるのなら、そういう会社と協力しながら前向きで行くことによって段々大きくなるのではないかと。

今の状況の中でいくと、この間新聞に出ていましたけど、中札内が十勝ではエリアに入るのは、中札内3つだけだという話ですけども、ほかの町村がこれからどういうふうに入ってくるか。

ただやっぱり、一番恐ろしいのは、隣の帯広市というのはかなり大きい力が持っていると思うのですよ。

そういうものが全部そっちに持っていかれないためにも、何かいろいろ考えていかないと。

商工会の会頭がいろいろ言っていますけども、いろんなことあるけど、ただ、やっぱり

今の状況の中では、中札内が一番国立公園化になった時に、そのエリアの中入りながらいろんなことをできるということに対しては、前向きに進んでいってもいいのですが、新しいことやることによっての資金とか何とかに関しては、できれば大手の観光会社も検討する余地もあるのではないかとということですけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（中井康雄君） 北嶋議員、指定管理の関係でございますので。

尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 新たに整備した際の財源等の問題ですけれども、当然、国庫補助金が活用できれば国庫補助金は当然活用していきたいというふうに思っておりますし、ご意見いただきましたアウトドア、さまざまな民間のアウトドア事業者との連携という部分については、正直申し訳ないのですが、現段階ではそこまで考えているというところではございませんので、その部分は今後、またそういうもののあり方も研究はちょっとしていきたいとは思ってはいますけれども、現段階では、民間活力の活用まではちょっと考えていないというところでございます。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

指定管理の関係ですよ。

2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） ちょっと話が広くなりすぎて申し訳ないのですが、今本当に聞きたかったことは、A O I L Oだけで今後規模拡大する時にはやっていけるのかということを知りたかったのです。

もしかしたら、違う指定管理者も今後必要になってくるかもしれないので。

あまり小さいことでなくて、大きいことに、せっかくいいチャンスですから、中札内をこれからいろんな人が入ってくるためにはいい機会になると思いますので。

ちょっとずれた話になったかもしれないけど、その辺は新しいことも考えながらやっていただきたいということで終わらせていただきます。

○議長（中井康雄君） ご意見としてお伺いしたいと思います。

それでは、ほかに質疑ございますか。

これで質疑を終わらせていただきます。

議案第75号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第75号、札内川園地南札内溪谷に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

議案第76号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 76 号、中札内村日高山脈山岳センターに係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 76 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 18 議案第 77 号 中札内村農村環境改善センターに係る指定管理者の指定について

◎日程第 19 議案第 78 号 中札内村まちなかキッチンスタジオに係る指定管理者の指定について

○議長(中井康雄君) この際、日程第 18、議案第 77 号、中札内村農村環境改善センターに係る指定管理者の指定について、日程第 19、議案第 78 号、中札内村まちなかキッチンスタジオに係る指定管理者の指定についての 2 件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) ただいま、一括議題に供されました指定管理者の指定 2 件の趣旨について、ご説明申し上げます。

本案件は、中札内村農村環境改善センターほか 1 施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき提案するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(中井康雄君) 補足説明、尾野産業課長。

○産業課長(尾野悟里君) それでは、補足説明をさせていただきます。

同じく黒ナンバー 5 番、議案の 26 ページ、27 ページをお開きください。

中札内村農村環境改善センター及び中札内村まちなかキッチンスタジオの指定管理者の選定にあたりましては、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び中札内村公の施設に係る管理者の指定手続きに関する条例第 2 条に基づき、9 月 11 日から 10 月 16 日までの期間で公募を行い、村内に所在する合同会社カランメール 1 社の応募があったところです。

10 月 31 日に指定管理者選定委員会を行い、合同会社カランメールからヒアリングを実施した結果、代表者の斉藤実子氏は、食の六次化産業化プロデューサーの資格を有し、まちなかキッチンスタジオの機能を発揮し、施設の利用拡大に向けた取組みが期待できること、また、中札内村農村環境改善センターと一体的に管理を行うことで、効率的な運営が期待できると見込まれることから、合同会社カランメールを決定し、令和 6 年 4 月から 3 年間の指定管理をするものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長(中井康雄君) これで提案理由の説明を終わります。

これら 2 件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

3 番大和田議員。

○3 番(大和田彰子君) 質問させていただきます。

9月の定例会の私の一般質問ですけれども、キッチンスタジオの指定管理者の選定基準や運営方法について質問したのですけれども、その中で私が一番気になっていた部分で、各種料理教室の企画とか、それから村主催の事業の協力などの運営業務をいろいろと盛り込んでいただけるという答えが答弁のところであったのですけれども、このカランメールさんから提出されたその事業計画書には、そういった内容が盛り込まれているのか確認したいと思います。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 今回、事業計画に当たりまして、提出していただきました今後の事業計画といえますか、の中には、例えば、村の採れた野菜を使ったレシピの教室の開催ですとか、あとは村の特産であります枝豆ですとか、大豆ですとか小豆、こういった豆料理を使った、考えた料理教室を開催していきたいというふうな企画事業の提案もいただいているところでございます。

また、その他、村でも健康づくりの事業とか行っておりますけれども、そういったところにも積極的に関わっていきたいということで、ヒアリングの中でも代表者の方からは、今後の方針を聞かせていただいているというところでございます。

したがいまして、大和田議員からいただいていた9月議会の時にいただいていた各種料理教室等についても、今後も指定管理者の方で開催していただけると判断して、今回、指定管理者の指定をさせていただくというところになったというところでございます。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） わかりました。

今後、改善センターも含めて、2つの施設を管理運営していくということで、1から始める事業になるかなって思っています。

いろいろ大変なこともあるのではないかなと思いますけれども、あせらずに着実にやっていただきたいと思います。

そして、来年度は、外構工事や改善センターの改修工事ですね。

この特にリニューアルする改善センターについては、あと執行者側はぜひ住民からの声に耳を傾けて、住民が快適に利用できる施設となるように願っております。

さらにまた、ここの改修工事にあたっては、引き続き、キッチンスタジオの時も意見交換会を役場の方で何度もしていただいて、住民も納得して、そしてキッチンスタジオの中は加工場のこと、それから調理場、いろんなところを住民が納得した上で、今建設されているのですよね。

なので、そこは皆さんもこうした方が良かったのにとかそういう意見は今後出てこないと思います。

そういう意味も含めて、改善センターの中身も、やはり住民の意見を上手に聞き取りながら、それこそ耳を傾けてしていただきたいと思います。

そして誰もが気楽に利用できる憩いの場というのを重視しているわけですので、そういったものになるように期待しておりますので、今後、意見交換会、ちょっとずれますけど、そういうのもまた企画していただけるのかどうかもちょっと聞いて終わりたいと思います。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 改善センターの方の利活用の部分ですけども、改善センターの利活用につきましては、一番最初の時の住民説明会の時に、村の方としてもあそこにフリースペースと、あとはコワーキングスペース、あるいは、テレビとかソファを置いてみ

たいな話もちょうと提案をさせていただいた時に、その時の説明会でいただいたご意見は、そういった細かく区切っているんなものを置くのではなく、広くいろんなバリエーションで使えるようにしてはどうかというご意見をいただきましたので、基本的にはその時いただいた意見を踏まえながら、村としては改善センターの改修といいますか、内部改修については考えているところです。

基本的には、改善センターの改修につきましては、大幅な改修は現段階では考えておりませんので、その時にいただいたご意見を踏まえながら、特に産業課と施設課がありました1階のスペースについては、多目的でいろいろな利用ができるようなフリースペースすることで、今検討を進めておりますので、この部分について、現段階では、直接住民説明会をするという考え方はございませんけども、この後、予算編成を踏まえて、3月議会には改善センターに係る、改修に係る予算も議会の方に提案させていただきますので、また、その中でもきちっと説明をしていきたいというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） 今、指定管理の話なんですけど、カランメール、まず、その会社は聞いたこともないし、見たこともないのですよ。

以前の指定管理者の条件の中に、料理の資格を持った人とかいろいろありますよね。

そういうのがあるのですけども、その中でも確か実績というのがあったはずなのですよ。

今、課長からいろいろ答弁ありましたけども、やるという話はなんぼでもできるのですよ。

まずこの人方が本当に実績があってできるのか、できないのか。

この辺が大事ではないかと思うのですけども。

何か会社も近々つくったみたいな話の中で聞くのですけど、どうなのですかね、これ。

管理からキッチンハウスの中のいろいろ料理だとかやることに対しての、そういうことが本当にできるのかできないのか。

もう一つは、今、農業改善センターは、管理はほかの会社がやっていますよね。

そういうことが、一つになってしまうのですけども、本当に村民を集めて料理講習もできるのか。

そういうことに対して、料理をやるに対しての希望とか望みをできるのか。

その辺をちょっと伺いたいと思いますけども。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） まず1点目の事業者の選定といいますか、のところですけども、今回応募いただいて決定させていただきます合同会社カランメールさんにつきましては、令和2年度から村内で菓子製造業というのをやってきた会社でございます。

今回、キッチンスタジオの指定管理に応募していただくにあたりまして、その会社の方からは、提出された事業計画の中にも、今後、そういった各種教室を運営していくに当たって、例えば、調理師さんですとか、あるいは栄養士さん、そういった方々を雇用する計画があると、雇用する見込みがあるということで、今回、事業計画の方をいただいております。

したがいまして、まだ実際指定管理、議決は得ておりませんけども、カランメールといったしましては、そういった専門スタッフも今後雇用しながら、そういった各種料理教室ですとか、事業を展開していきたいということで、事業計画の方をもっているところでござ

います。

あと、2点目の改善センターとの兼ね合いですけれども、改善センターの管理は、今、村の方で警備会社の方に管理委託をしているところでございますけれども、この部分につきましては、指定管理者である、今後、カランメールをお願いしていく形になるかなというふうに思っております。

ただ、この管理業務につきましては、カランメールさんも今回初めて施設の管理運営に当たるといいますので、この部分につきましては、村としてもサポートをしながら、管理運営についてはきちっと、改善センターの管理も含めてきちっと対応できるように、村としてもサポートをしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中井康雄君） 2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） 管理の中に、指定管理法選定基準の中に、管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模、能力を有し、または確保できる見込みがあるということがあるのですよね。

これ本当に資産どのぐらいあってどんな人かわからないのだけでも、これは大丈夫なのですかね。

本当に、自分として今まで前の説明を聞いていた時には、違う会社を予想しながら、中札内の実績があるところというように考えていたのですけれども、今この状況の中で、本当に大丈夫なのか、もう1回、これなんで以前に説明してくれなかったのかわからないのだけでも、このキッチンハウスに関しては何か突如出てきて、突如決めてみたいなのがたくさんありますよね。

これ、どうですかね。

何人でキッチンハウスをあれして、管理を何人でして、予算はどのぐらいか。

これは相手の会社の言う人数で言われて予算組むのではとんでもないことで、その範疇でという形の中で予算を組めるのか。

その辺も伺いたいと思います。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 今回の指定管理の選定委員会の委員長、私でございますので、具体的な人員関係とかそういったところは産業課長の方から説明をさせていただきますけれど、北嶋議員おっしゃられたとおり、その資産等がどの程度その影響を与えるかというところが、選定委員会の中でも話がありました。

ただ、管理に関する部分について言えば、その管理に係る費用については、村もきちっと算定をした上でお支払いをする委託料の中でカバーをするということでございます。

合同会社としてのその資産は、言ってみればそれを管理することができなくなった時に、それを補填することができるかどうかということも含めてあるのかかもしれませんが、基本的なその委託料の中で全て網羅できるというふうに判断しているところでございます。

ですから、個人の財産を掛けて、その事業に関わるということではありませんので。

そこまでの心配というのは、基本的にはなかったです。

問題はやる気があるかどうかということと、その管理をきちっと、これまでどおり、新たな施設の部分もありますからそうはいきませんけれども、そういったところをしっかりと人を使って見切って運営していつてくれるかどうかということに視点を置いたのと、それと新たな取組みをどのように考えているか。

先ほども企画事業のお話がありましたけれども。

そういったものをどう考えているかというところに重点を置いて選定を行ったところで

す。

なにしろキッチンスタジオ自体が新たな施設ですから、そこに過度な期待はあまり掛け過ぎてしまうと、それ自体が重荷になってしまうということがありますので。

これまでカントリープラザ等で行っていた調理室ですか、加工調理室ですか、その運営ですとか、各団体が行っていた事業が、そのまちなかキッチンスタジオを使ってきちんと運営ができること。

それにかつ新たな取組みにも手掛けること。

しっかりと施設を管理してくれること。

そこを基本に選定をいたしました。

公募をした結果はそこ1社ということで、1社だから仕方がないという思いでそこを選定したわけではありませんし、当然、代表者からもお話を私もお聞きをしましたし、期間についてはさすがに長期に渡ってそれができるかどうかというところは見たいというところがあるので、3年間という限定的な期間で選定をさせていただいたということでございます。

具体的な部分については、産業課長の方からお答えさせていただきます。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） それでは、私の方から、先ほど、北嶋議員の方からありましたどのような人を何人ぐらい想定しているのかというところでございますけども、いただいた計画書、提案がありました計画書では、基本的に常勤職員としまして、代表者を含めて3人ということで計画書にはなっております。

その3人というのは、先ほども言ったとおり、1人は当然管理者、代表者という形になるのですけども、残り2人は調理師さんあるいは栄養士さんということで、実際に事業展開の中核を担っていただく方を2人雇用しながら運営していくということで提案をいただいております。

そのほか、非常勤職員、時間給、パートになるのですけども、その分、どうしても休みの対応ですとか、そういったところもあるということで、提案では非常勤職員ということで、時間給職員の方の人件費も予定しているというところがございます。

○議長（中井康雄君） 2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） 最後になりましたけど、今、副村長の説明の中でちょっと疑問に思ったことは、やる気のある人が公募したわけですよね。

この公募の中にそんなこと一つも書いていないのですよね。

前のやつの時には、経験が必要、実績が必要である人という条件の中で募集するって言うっていたはずなのですよ。

それであるのなら、もう1回公募し直してくださいよ。

やる気のある人。

そういう公募の仕方ではなかったのですよ。

その辺、もう1回、そう言うのであれば、もう1回公募し直してはいかがですか。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） すいません。

実績という部分ですけども、今回、いただいた方の中で、1人予定されている調理師さんの方につきましては、他の市町村のそういった加工処理施設で、これまでも講師ですとか、運営に関わってきた方に入っていただくということで提案をいただいておりますので、実績については、その調理師さん、栄養士さんを確保する中で、キッチンスタジオの機

能は発揮できるというふうに村は考えまして、今回その部分は実績として評価しているところでございます。

○議長（中井康雄君） 森田村長。

○村長（森田匡彦君） 私、選定委員会には入っておりませんが、選定委員会の結果を最終的に決裁したという面ではちょっとお答えさせていただきます。

いわゆるこういった施設、当然、中札内村でも初めて誕生する施設ですし、中札内村のような形でやろうとしている施設が十勝管内でそれほど多くはないということで、いわゆる実績という面では確かなかなか難しい、実績のあるところをお願いするというのはなかなか難しい面がございます。

ただ、このカランメール、これは、私は中札内村のまちづくりに様々な面で顔を出させていただいて、いろいろな方々のお話を聞いて、イベント等にも顔を出している立場から申し上げさせていただきますと、なかさつサポーターズという移住定住の村民組織がありますし、この中でもかなり中心的な存在としてご活躍いただいております。

その活躍ぶりは、産業課だけではなくて、施設課も重々わかっております。

あと、文化事業においても様々な司会であったりサポートであったり、そういったこともしていただいております。

先ほど、菓子製造も始めたということで、道の駅の魅力づくりにも生カステラという商品、ご存知かと思うのですが、生カステラであったり、今年は非常に人気のあるアップルパイも製造して、大変な人気を博したわけです。

そういった日ごろからのこの代表者の方のまちづくり、食に対する熱意、これをつぶさに私も見てまいりましたので、十分この仕事、やってみなければわからない面は確かにございますが、私としては十分信頼おけるそういった代表者の方、そういった組織になるのではないかというふうに、大いに期待して今回提案させていただいているところであります。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

1 番船田議員。

○1 番（船田幸一君） 私、何点かご質問させていただきます。

一つには、新たな事業者を迎えて、指定管理者制度に基づいて事業運営されるということにあった時に、今回、合同会社という会社であります。

法人組織、会社組織としては、合資合名、合同株式、あるいは有限といろいろありますが、この中で、会社の概要とかペーパーとして私ども、経歴も含めてご説明をいただいたことは一度もありません。

私だけが受けていないのかもしれませんが。

その他の方については、担当部署からご説明を求めていらっしゃったのかもしれませんが、基本的に議会に提案図る前に、やはり会社の概要、そして合同会社に名を連ねる人たちの、固有名詞までは結構だと思いますけども、せめて代表者となる方のお名前等々、出てきて当然かなと。

そして、例えば、現在に至る事業計画が出てきているのであれば、事業計画を、議会に掛ける前に、水面下でも結構でしたけれども、ご説明の場所があつて良かったのではないかなと、私はそう思います。

これ、なぜこのように申し上げるかと言いますと、やはり村の事業について、私ども議会議員として、ある程度のことは共通認識として、知識として持っていないと、村民の皆さまにご説明求められた時に、我々としては、私としては答えようがないのですね。

その経過はどうだったのですか。

なぜこういう形で選定されるのですか。

あるいは、外部から入れた方が、効率的にいいのではないのか。

もしくは、人口が増えて、あるいは固定資産税、あるいは住民税が増えて、村のために発展になるのではないのかと。

先ほど、栄養士とか何か外部からというお話がございましたけれども、その点についてはごもっともだなと思っています。

しかしながら、やはり村内の方を中心として、この事業が展開されていくということについても、やはりもうちょっと詳しくご説明をいただくべきではなかったのかなと。

そして、外部から人を呼べない理由は何だったのか。

そのことについても、掘り下げた形で、本来ですとご提案いただいた上で、今日のこの場に臨むべきだったのではないかなと、私はそのように、私ながら感じている次第でございます。

その点については、経過を含めて、いかがでしょうか。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 村は様々な事業について、事前に議会と協議をしながら進めてきたという経過もございますから、この案件がそういう事案に該当するかどうかの判断が正しかったか、つまり説明していなかったということが正しかったのか、そうではなかったのかというのは、ちょっと僕もこの場ではお答えできないかなというふうに思います。

当然、説明しないで議会への上程を行った時にお叱りを受けるケースもありましたけれども、できるだけ詳細には説明をしたいというふうには思っていますけれども、あくまでもこの相手方をこの選定するというのは、この議決をしてということになりますから、その前段で、その選定委員会に決定事項を曲がるようなことも当然できませんし、そういう面では、ちょっと今のご意見、どうすれば良かったのかというのはちょっと頭を悩ましたところでございます。

ケースバイケースだとはいうふうには思いますけど、いいところ取りをするつもりもありませんし、すべきことはしようというふうに思います。

もし、そういった点、間違った点があったのであれば、その辺、できるだけできるものについてはご説明をしたいなというふうに思うところであります。

お答えになっていないかもしれないですけど。

○議長（中井康雄君） 1 番船田議員。

○1 番（船田幸一君） 堂々巡りになるかもしれませんが、このキッチンスタジオについては、様々な村長公約から始まって、そして役場の跡地にどういう形で、村の顔となるランドマークという言葉で村長は表現されていましたが、結局村の顔となるランドマークとなるものについて、やはりきちんとした村の説明がないということが、どうしても私、心に引っかかる部分があります。

そして、今、副村長からご説明いただいたお話も、私として、人としておっしゃっていることはよくわかります。

しかし、公人としてのものを言わせてもらうに当たっては、やはり理路整然とした経過を踏まえた上で、流れを組んだ上でご説明いただかないと、私としては賛成するにしても、やはり、ああ、そうですかという、しっくりとストンと落ちるものが来ないのですね。

その部分について、私以上に自分自身に納得できるものが、まだ明確なものがございませんので、あえてこの場でご質問させていただいたわけであります。

その点について、村長から補足がありますれば、いただきたいなと思います。

○議長（中井康雄君） 森田村長。

○村長（森田匡彦君） 実は、何をどこまで説明するのかというのはなかなか難しい面がございます。

この件については、今ご質問あったとおり、事前にそういった説明すべきだったかというふうにも思う部分はあるのですが、ただ一方で、この議案は、もう今日いきなりお配りしたわけではなくて、もう数日前から皆さんにお配りしております。

なので、私がもともと議員だったという経験から申し上げさせていただきますと、大変僭越で失礼な言い方になるかもしれませんが、私がもし何か疑問に感じるようなことがあれば、場合によっては議会事務局を通して資料請求をしたり、場合によっては事前に担当課に行って説明を聞いたり、場合によっては、今回代表になられる方の、もしくはそのカランメールという会社はもともとあるわけですので、そういったものを事前に議員の政治活動として調査するというのもあってもいいのかなというのは、実は正直、今の話を聞いていて考えたところであります。

ただ、このまちなかキッチンスタジオの位置付けを考えた時に、もう少し丁寧な説明があれば良かったのかなというのは、今、話を聞いて思った次第です。

ただ、いろんなアプローチの仕方がありますので、その辺はちょっと、なかなか難しい面があるなというのは今感じた次第であります。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

では、これで質疑は終わります。

議案第 77 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 77 号、中札内村農村環境改善センターに係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 77 号は原案のとおり可決されました。

議案第 78 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 78 号、中札内村まちなかキッチンスタジオに係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 78 号は原案のとおり可決されました。

休憩をしたいと思います。
2時15分まで休憩いたします。
暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時00分
再開 午後 2時12分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

◎日程第20 議案第79号 中札内交流の杜に係る指定管理者の指定について

○議長（中井康雄君） 日程第20、議案第79号、中札内交流の杜に係る指定管理者の指定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。
森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、中札内交流の杜の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき提案するものであります。

詳細につきましては、担当次長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺大輔君） 補足説明を申し上げます。

中札内交流の杜の指定管理者の選定に当たりましては、地方自治法第244条の2第3項及び中札内村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条に基づき、交流の杜に隣接する宿泊棟を有する株式会社ユービックを公募によらずに選定するものであります。

株式会社ユービックは、平成26年度から施設の管理を受託し、適正な管理運営を行っており、グラウンドの芝管理を含めて施設の管理運営に関する知識、技能、能力を有していることから、引き続き選定したもので、本議会での議案として提案させていただきます。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間を指定しようとするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第79号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番福原議員。

○5番（福原一斉君） この指定管理の期間については5年という形になっているのですが、ほかのものは3年なのですが、この違いについて説明いただければと思います。

○議長（中井康雄君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺大輔君） これまでも、ここの施設については5年間の指定管理をしてまいりましたので、今回についても5年間で指定しようと考えております。

○議長（中井康雄君） 5 番福原議員。

○5 番（福原一斉君） 今まで5年だったということで今回も5年だというのですが、なぜここだけ5年なのかということを聞きたいのですが。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 申し訳ありません。

通常ですと何年という規定は特に決まっているわけではないのですが、今回、交流の杜の部分については5年、この前の議案で上げていた案件については3年ということで上げさせてもらいました。

それは、3年というのが、例えば、日高山脈の山岳センターであれば国立公園化の関係があるから、それを見越した上であまり長いスパンでは指定管理お願いできないなということから短く3年にしたと。

どちらかという、5年ベースで3年の方が短い、そちらの方が、何と言うのでしょうか、特異的な状況を見て短く設定したということになります。

大体5年が通常の指定管理の。

例えば、これが10年であっても別にかまわないのです。

安定的に運営をしてくれるということが確約できれば。

特にその決めは基本的にはないというふうに思います。

まちなかキッチンスタジオの部分については、初めてそういう施設や何かを運営するということがあるので、あまり長期的にはお願いするのは、様子を見たいというところもあって短く設定しているということでございます。

○議長（中井康雄君） 5 番福原議員。

○5 番（福原一斉君） 一般的には5年が一般的な期間ということで、定められているということで理解しました。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

これで質疑は終わります。

議案第79号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第79号、中札内交流の杜に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第80号 令和5年度中札内村一般会計補正予算について

◎日程第22 議案第81号 令和5年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について

◎日程第23 議案第82号 令和5年度中札内村介護保険特別会計補正予算について

◎日程第24 議案第83号 令和5年度中札内村簡易水道事業会計補正予算について

◎日程第25 議案第84号 令和5年度中札内村公共下水道事業会計補正予算について

○議長（中井康雄君） この際、日程第21、議案第80号、令和5年度中札内村一般会計補正予算について、日程第22、議案第81号、令和5年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について、日程第23、議案第82号、令和5年度中札内村介護保険特別会計補正予算について、日程第24、議案第83号、令和5年度中札内村簡易水道事業会計補正予算について、日程第25、議案第84号、令和5年度中札内村公共下水道事業会計補正予算についての5件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） ただいま、一括上程議題に供されました各会計補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

はじめに、一般会計であります。既定の歳入、歳出予算の総額に、それぞれ1億343万2,000円を追加し、総額を58億7,449万8,000円に調整したものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。既定の歳入、歳出予算の総額に、それぞれ8万1,000円を追加し、総額を4億8,686万3,000円に調整したものであります。

次に、介護保険特別会計であります。既定の歳入、歳出予算の総額に、それぞれ284万8,000円を追加し、総額を3億6,371万3,000円に調整したものであります。

次に、簡易水道事業会計であります。収益的収入及び支出につきまして、支出に142万6,000円を追加したものであります。

また、資本的収入及び支出につきましては、支出から7万3,000円を減額するものであります。

次に、公共下水道事業会計であります。収益的収入及び支出につきまして、支出に48万2,000円を追加したものであります。

また、資本的収入及び支出につきましては、支出から67万2,000円を減額するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、はじめに、中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 議案第80号、一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー7番、一般会計補正予算書をご用意願います。

はじめに、歳出の主なものから説明させていただきますが、歳出に係のある特定財源について、併せて説明いたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

また、請負残のみの説明も省略させていただき、概ね100万円以上の増額補正、減額補正についてご説明を申し上げます。

最初に、総体的な事項といたしまして、先ほど、条例改正において決定いただきました議員報酬、村長等給与、職員の給与に関する条例の一部改正などによる人件費の補正について、説明をさせていただきます。

46ページをお開き願います。

1、特別職の表、下段、比較の欄になります。

長等の欄、期末手当20万7,000円の追加は、0.1ヶ月分の引き上げによるものであります。

次に、47ページをご覧ください。

一般職に係る給与費明細書であります。管理職手当、時間外勤務手当、住居手当、通勤手当、児童手当、寒冷地手当、共済費などの増減、さらには、人事院勧告に伴うベースアップ分、期末、勤勉手当合わせて0.1ヶ月分の引き上げを行っております。

また、48ページ及び49ページに、会計年度任用職員以外の職員と会計年度任用職員別のそれぞれの明細を添付しております。

さらに、一般職の具体的な増減の明細は、次の50ページに、給料及び職員手当それぞれの増減分として記載をしております。

なお、介護保険特別会計、簡易水道事業会計、公共下水道事業会計、3会計の人件費に係る部分につきましても、給与改定、勤勉手当等の引き上げによるものでありますので、人件費に係る補足説明は省略をさせていただきます。

それでは、ページ戻っていただきまして、17ページをお開き願います。

上段、2款総務費、1項総務管理費、7目電子計算費、説明欄上段、住民基本台帳システム改修委託130万9,000円の追加は、戸籍等への氏名のふりがな記載が法制化されたことに伴い、住民票等の記載事項に戸籍に記載された氏名のふりがなを付すためのシステム改修費につきまして、年度内での完了が困難なことから、繰越予算として追加するものであります。

なお、特定財源として、社会保障・税番号制度システム整備費補助金について、端数分を除きまして、全額を追加するものであります。

次に、その下段、外字同定支援業務委託191万4,000円の追加は、国が令和7年度中に地方公共団体に利用を義務付けている自治体情報システムの標準化に向けた業務のうち、パソコン等で入力ができない自治体が独自に作成管理している文字、いわゆる外字の付け合せと文字の整理集約業務のための費用を追加しようとするもので、令和6年度からの作業では、令和7年度までの標準化の完了が困難であることから、こちらにつきましても繰越予算として追加するものであります。

次に、下段、2項企画費、1目企画総務費、説明欄中下段、地方バス路線維持対策補助金288万4,000円の追加は、運行事業者における人件費や車両修繕費、燃料費等の経常費用の大幅増に伴い、追加をしようとするものであります。

次に、19ページをお開きください。

4項、1目戸籍住民費、説明欄下段、戸籍附票システム改修委託135万3,000円の追加、併せまして、20ページをお開きいただき、説明欄最上段、戸籍情報システム308万円の追加は、先ほどの基本台帳システムと同様に、戸籍関係システムにもふりがなを記載事項とするため、改修を行う必要があるため、いずれもこちら年度内での完了が困難なことから、繰越予算として追加するものであります。

なお、特定財源として、社会保障・税番号制度システム整備費補助金についても追加するものであります。

次に、24ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、4目社会福祉医療費、説明欄上段、公費別重度心身障害者医療費156万2,000円の追加は、医療費の請求件数増を見込み、追加をしようとするものであります。

なお、特定財源として、重度心身障害者医療費補助金医療費分として、医療費総額の2分の1相当額について追加しようとするものであります。

次に、25ページをご覧ください。

7目後期高齢者医療費、説明欄上段、療養給付費負担金264万9,000円の追加は、

令和4年度負担金の精算に伴い追加をしようとするものであります。

次に、26ページをお開きください。

3款民生費、2項児童福祉費、3目中札内保育園費、説明欄中段、光熱水費130万8,000円の追加は、今後の使用電力量の見込みにより追加をしようとするものです。

次に、その下段、14節工事請負費、保育園エアコン整備工事3,795万円の追加は、本年の猛暑を受け、保育園舎全体の冷房化による保育環境充実を図るため、エアコンを設置しようとするものであります。

なお、特定財源といたしまして、福祉基金繰入金を追加しようとするものです。

次に、その下段、1節報酬、会計年度任用職員報酬449万3,000円の追加は、パート職員の代替勤務など、延べ勤務日数の増加に伴い追加しようとするものであります。

次に、29ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目健康づくり推進費、説明欄下段、保健センターエアコン設置工事269万円の減は、事業費の確定によるものであります。

なお、特定財源として、当初充当していました公共施設等整備基金繰入金を保健センターエアコン整備事業債へ財源を振り替えするとともに、事業費確定分を減額しようとするものであります。

次に、33ページをお開きください。

6款農林業費、2項農業費、2目農業振興事業費、説明欄中段、経営継承・発展支援事業補助金700万円の減額は、補助要件を満たす申請者がいなかったことから、全額を減額しようとするもので、特定財源として、経営継承・発展支援事業補助金分2分の1を減額しようとするものであります。

次に、34ページをお開きください。

3目村有林管理費、説明欄中段、14節工事請負費、元更別林道橋梁補修工事187万3,000円の減額は、事業完了によるもので、特定財源として、元更別林道橋梁整備事業債を併せて減額しようとするものであります。

次に、37ページをお開きください。

8款土木費、2項道路橋梁費、3目除雪対策費、説明欄中段、修繕料132万4,000円の追加は、小型ロータリー車のデフギア交換に伴い追加しようとするものであります。

次に、38ページをお開きください。

5項住宅費、1目建築総務費、説明欄下段、定住促進補助金1,488万3,000円の追加は、住宅リフォーム支援金の申請件数の大幅増による追加及び中札内スタイル住宅建設奨励金の額確定により減額しようとするものであります。

次に、41ページをお開きください。

10款教育費、2項学校給食共同調理場費、1目管理費、説明欄中段、14節工事請負費、調理場エアコン更新工事1,628万円の追加は、調理場内の厨房及び食品庫、休憩室、事務所等の冷房化を早期に着手するため、繰越予算として追加しようとするものであります。

なお、特定財源といたしまして、公共施設等整備基金繰入金を充当しようとするものであります。

次に、42ページをお開きください。

3項小学校費、1目学校管理費、説明欄上段、光熱水費111万円の追加は、エアコン設置後の電気量の使用量増加に伴う基本料金の増加等により追加しようとするものであります。

次に、その下段、4項中学校費、1目学校管理費、説明欄下段、17節備品購入費、一般備品113万2,000円の追加は、令和6年度以降の生徒数増加に伴う生徒用机及び椅子28セットの購入及び家庭科室冷蔵庫の故障による入れ替えを行おうとするものであります。

次に、歳入の説明とさせていただきます。

戻っていただきまして、10ページをお開きください。

10款地方交付税、1項、1目地方交付税、説明欄上段、普通交付税3,492万2,000円の追加は、歳出との財源調整を行うものであります。

次に、11ページをご覧ください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金、説明欄上段、社会資本整備交付金103万5,000円の追加は、提案事業である住宅建設奨励金の申請件数の減に伴う補助金の確定によるものであります。

次に、12ページをお開きください。

17款寄附金、1項寄附金、1目特別寄附金100万円の追加は、企業版ふるさと納税として1社からの寄附があったことから追加をしようとするものであります。

次に、13ページをご覧ください。

19款、1項、1目繰越金150万4,000円の追加は、令和4年度決算による繰越金のうち、財源留保分について、財源調整により全額充当しようとするものであります。

次に、その下段、20款諸収入、6項、1目雑入、説明欄下段、いきいきふるさと推進事業助成金100万円の追加は、公益財団法人北海道市町村振興協会が市町村に対して交付するサマージャンボ宝くじ収益金を活用した助成金で、やまべ放流祭第50回記念事業が交付決定となったことから、追加しようとするものであります。

次に、戻っていただきまして、6ページをお開きください。

第2表の繰越明許費補正であります。先ほど歳出にて説明いたしました住民基本台帳システム改修委託ほか5事業につきまして、追加をしようとするものであります。

最後になります。

7ページをお開きください。

第3表地方債補正であります。上段、保健センターエアコン整備事業について、こちらは追加をしようとするものでございます。

また、下段の中島農業センター長寿化事業ほか3事業につきましては、事業費の確定に伴い、限度額を変更するものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、平山住民課課長補佐。

○住民課課長補佐（平山直人君） それでは、黒ナンバー8番、国民健康保険特別会計補正予算書をご用意いただき、7ページをお開きください。

まず、歳出予算について説明いたします。

8款諸支出金、1項、3目保険給付費等交付金償還金8万1,000円の追加は、令和4年度において交付、収入済であります普通交付金の精算により、道への返還が生じたことから追加補正するもので、6ページにあります5款繰越金で同額を追加し、財源調整を行うものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、介護保険特別会計補正予算の補足説明をさせて

いただきます。

黒ナンバー 9 番、介護保険特別会計補正予算書をご用意いただき、7 ページをお開きください。

まず、歳出からご説明いたしますが、財源となる歳入の調整額も一部補足しますので、歳入側での同様の説明は省略いたします。

上段、1 款総務費、1 項、1 目一般管理費、委託料 39 万円の増額は、介護保険法及び同法施行令の一部改正により、介護報酬改定などが令和 6 年度に施行されることから、所要額を追加し、介護保険事務のシステム改修を行うものです。

なお、委託料に係る財源は、ページ中列に記載のとおり、国庫補助金 19 万 4,000 円は、基準額の 2 分の 1 の補助を見込み、歳入側の予算で追加しています。

次に、4 款地域支援事業費、1 項、1 目一般管理費の 17 万 8,000 円の増額は、給与改定に伴うもので、歳入側の一般会計繰入金を併せて増額しています。

次に、8 ページ上段、2 項、1 目介護予防・生活支援サービス事業費、説明欄、負担金補助及び交付金 228 万円の増額は、要支援の方を対象とする訪問看護、通所介護の利用件数の増加に伴うものです。

戻りまして、6 ページをお開きください。

歳入についてご説明いたします。

ページ中段、6 款繰入金、1 目一般会計繰入金 37 万 4,000 円は、人件費の改定に伴う増額のほか、介護保険事務のシステム改修の改修費のうち、国庫補助金を差し引いた 19 万 6,000 円を計上しています。

次に、7 款繰越金は、歳出側の介護予防・日常生活支援事業において、国庫等交付金の支給限度額を超えた給付額の増額により、全額 228 万円を前年度繰越金より支出するものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、川尻施設課長。

○施設課長（川尻年和君） それでは、簡易水道事業会計及び公共下水道事業会計の補正予算について、補足説明を申し上げます。

はじめに、簡易水道事業会計の補正予算について、補正予算書により説明を申し上げます。

黒ナンバー 10 番、簡易水道事業会計補正予算書 1 ページをお開きいただきたいと思います。

1 ページから順次ご覧いただきたいと思います。

まず、第 1 条につきましては総則、第 2 条につきましては収益的収入及び支出の補正、第 3 条につきましては資本的収入及び支出の補正、第 4 条につきましては議会の議決を経なければ流用できない経費の補正を定めております。

2 ページをお開きください。

補正予算実施計画となります。

収益的収入及び支出の支出であります。1 款簡易水道事業費用、1 項営業費用、10 目原水及び浄水費と 13 目総係費につきましては、双方ともに先ほど可決いたしました職員給与に関する条例の一部改正による人件費の追加補正が含まれております。

最初に、10 目原水及び浄水費 159 万 3,000 円の追加について、人件費を除く主な補正の内訳でありますけれども、南札内浄水場において、局地的な豪雨等の影響により、原水濁度が発生している状況を受けて、ろ過池の目詰まりを解消するため、砂洗い、砂削

り及び敷き直しを今後も引き続き取り進めようとするものでございます。

ろ過池清掃委託料142万7,000円の追加、さらには、燃料費9万8,000円の追加を行うものでございます。

そのほか、備消耗品費及び保守点検等の委託確定による減額を行っているものでございます。

次に、11目配水及び給水費1万4,000円の減額、12目営農用水管理費24万8,000円の減額、13目総係費9万5,000円の追加につきましては、人件費を除き、見積合せの実施に伴う委託料確定によるものでございます。

3ページをお開きください。

資本的収入及び支出の支出であります。1款簡易水道事業資本的支出、1項建設改良費、13目固定資産購入費7万3,000円の減額は、機械及び装置費において草刈機を購入し、さらには、工具・器具・備品費においては、水質改善試験器具を購入しておりますが、双方ともに随意契約による見積合せを実施して購入費が確定したため、減額を行うものでございます。

続きまして、4ページから9ページにつきましては給与費明細費、10ページには補正予算キャッシュフロー計算書、11ページ及び12ページには補正予算予定貸借対照表を掲載しているとともに、13ページには補正予算予定損益計算書、14ページから16ページまで、先ほど説明を申し上げました補正予算に係る内訳を記載しております。

お目通しをよろしくお願いいたします。

次に、公共下水道事業会計の補正予算について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー11番、公共下水道事業会計補正予算書1ページをお開きいただきたいといたします。

1ページから順次ご覧いただきたいといたします。

まず、第1条につきましては総則、第2条につきましては収益的収入及び支出の補正、第3条は資本的収入及び支出の補正、第4条は議会の議決を経なければ流用できない経費の補正を定めております。

2ページをお開きください。

補正予算実施計画となります。

収益的収入及び支出の支出であります。1款公共下水道事業費用、1項営業費用、12目総係費48万2,000円の追加は、先ほど可決いたしました職員の給与費に関する条例の一部改正に伴う人件費の追加、そのほか、旅費及び負担金の執行額確定による減額を行っております。

3ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の支出であります。1款公共下水道事業資本的支出、1項建設改良費、13目固定資産購入費67万2,000円の減額は、機械及び装置費において、除雪機及び刈払機を購入し、さらに、工具・器具・備品費においては、顕微鏡及び超音波洗浄機等を購入しておりますが、双方ともに随意契約による見積合せを実施したため、購入費が確定し、減額を行うものでございます。

続きまして、4ページ及び5ページに給与費明細書、6ページには補正予算キャッシュフロー計算書、7ページ及び8ページには補正予算予定貸借対照表を掲載するとともに、9ページには補正予算予定損益計算書、10ページ及び11ページには先ほど申し上げました補正予算に係る内訳書を記載しております。

お目通しをよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第80号から議案第84号、これらの5件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） 3点ほどお聞きしたいことがあります。

まず一つ目が、2番の企画費、総務費の中の1、企画総務費のところです。

先ほど、負担金補助及び交付金・・・。

○議長（中井康雄君） 一般補正予算の何ページ。

○6番（戸水隆君） 17ページです。

失礼しました。

補正予算の黒ナンバー7番の17ページです。

負担金補助及び交付金、地方バス路線維持対策補助金のところで、先ほど説明がありましたけども、288万円ほどの補正は、人件費や燃料費の高騰という説明があったのですが、昨年の決算見ますと、529万円、3年度は623万円ほど、間違っていたら指摘ください。

本年度は、当初の予算830万円の中の288万円の補正ということで、約、昨年から比べますと、約倍になっているのです。

果たして燃料や人件費でこんなになったのかというちょっと理解できない部分があるのですけども、そこら辺の説明をしていただきたいのと、2つ目は、道の駅関連でしたね。

36ページの商工観光費の4番、道の駅関連施設管理費、需用費、修繕料86万4,000円のところなのですが、これはどこの修繕なのか、教えていただきたいのと、もう1つ、最後は、39ページの住宅費、1番目、つどいの家外部塗装工事、新生団地屋根改修工事、特公あすなろ団地車庫修繕工事ということで、3つとも減っているのですけども、金額にしたら結構100万円単位で上がっているところもありますけども、これはなぜこういうふうになったのか、説明をしていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 私の方からは、まず、地方バス路線維持対策補助金の関係、ご説明申し上げます。

まず、昨年度と比較して、今回、増額補正ということになっている理由でございますけれども、まず、この補助金が広尾バス路線に対する、いわゆる赤字補てんでありまして、国と道から事業者の方に補助金が出ておりまして、その残り分を沿線市町村6市町村で分担して補助しているという制度でございます。

昨年度につきましては、令和4年度につきましては、新型コロナウイルスの影響によりまして、いわゆる地域間幹線系統確保維持費国庫補助金という補助金がございます、これが事業者である十勝バスに入るのですけれども、その特例がございます、そこが嵩上げされましたので、自治体負担がその分減ったということでもあります。

その1年前の令和3年度も同じでありまして、これも新型コロナウイルスに関わる特例措置によりまして、国、道の補助金が増えたことによって、自治体負担が減っていたということで、3年度、4年度については特例で自治体の負担が抑えられていたという状況になっております。

それから、令和5年度当初予算と比較して、今回増額補正となっております理由ですけれども、経常費用の増加が大きな原因でして、当初予算の計上時と比較して、この経常費

用がいわゆる、約2,000万円程度、今回、実績で増加したということでありまして、その分、今回、市町村負担が増えて追加補正というふうにさせていただきたいと考えております。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） それでは、私の方から、道の駅の修繕の内容について説明をさせていただきます。

修繕の部分については、2点の修繕を行いたいというふうに考えております。

1点目は、花水山西側にビニールカーテンを取り付けるという作業をしたいというふうに考えております。

この部分につきましては、今年度、床の張替え工事、取替等を行ったのですが、結果的に、雨、雪等が吹き込むことで、せっかく張り替えてもすぐ傷んでしまうということもあって、ビニールカーテンを設置したいというふうに考えております。

ビニールカーテンにつきましては、消防法等を遵守する関係上、燃えにくいと言いますか、防災のカーテンを設置して対応したいというふうに考えております。

修繕箇所のもう1箇所は、同じく物産販売所、花水山なのですが、電源容量がやや不足しているということもありまして、その電源容量の確保の修繕を図りたいというふうに思っております。

○議長（中井康雄君） 川尻施設課長。

○施設課長（川尻年和君） 村営住宅管理費に係る工事の減額ということです。

こちらにつきましては、当初予算では、資機材さらには人件費の高騰分をある程度見て予算計上しております。

その中で、今年度の工事費につきましては、そこまで物価高騰等がなかったということも1点理由の一つであります。

さらに、この部分に関しましては、指名競争入札を実施しております。

その中で、競争する中で金額が減ったということになります。

○議長（中井康雄君） 6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） 今、説明をいただきましたけども、まず1点目のバスの件ですが、令和4年度、3年度の特例の助成というのですか、それは今年度はないということで理解してよろしいですか。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 令和5年度につきましては、このコロナウイルスによる特例はないというふうに聞いております。

○議長（中井康雄君） 6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） わかりました。

2点目の道の駅の修繕箇所ということで、花水山の西側ですね、あそこに特殊なビニールを張るということで、私もあそこの床が傷んでいるのも把握していました。

その点はわかりました。

3点目の先ほどのつどいの家だとか、そういったところも理解できました。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑ございますか。

3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） 26ページの保育園のエアコン整備工事ですね。

これ3,700万円ほど。

それで、保育所は、今年は本当に猛暑で、先生方はこまめな水分補給とかいろいろ、児童

に対していろんな配慮をされていて本当にご苦労さまという感じで私も見ておりました。

現在、乳児室には確か2台ほど付いているのは知っております。

あと、午睡室ですか、1台付いていますけど。

あと、そのほかに、午睡室にもう少し、先ほどのこの設計図を見ましたら、もっと付いていますね。

そこも含めて、ちょっともう少し説明していただきたいのと、子育て支援センターの方にも付くということで、あそこは室内に1台付いておりますけれども、さらに付けるのかなって思っていますが、いつごろからそれが始まるのかということを知りたいですね。

それとあと、38ページの定住対策費で、今年は住宅リフォーム支援金というのがありまして、これが思った以上に増えたということでもありますので、その分の定住対策費というメニューあって、いろんなメニューありますけれども、それも含めてもう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは保育園のエアコン工事について、少し説明をさせていただきます。

資料の配布が本日になってしまい申し訳ございませんでした。

工事概要ですけれども、室内機を17箇所、室外機を8箇所、受電設備の増強工事を行うという予定になっております。

設置場所ですけれども、今、議員の方からも少しご説明いただきましたけれども、17の室内機のうち、お昼寝の部屋、既存に1箇所、壁掛けタイプのものがありましたが、その反対側に床置きタイプの大きなものを設置する予定でございます。

もう1つ、保育士等が勤務する事務室にも天井吊り下げ型のものを設置する予定となっております。

そのほかに、各教室というかクラスになりますけれども、未満児というか、小さな子どもさんたちの部屋にはすでに既設で置いてありますけれども、3歳以上児さんのところにはありませんでしたので、各学年2クラスずつ、各お部屋に1箇所ずつ設置をしますので、ここで6台、壁掛けタイプを設置いたします。

遊戯室ですけれども、ここも広くなっておりますけれども、遊戯室とクラスのお部屋の間の廊下のところを挟んで壁側になりますので、そちらに4箇所設置をいたします。

それ以外に、子育て支援のお部屋になりますが、もともと1箇所付いておりましたけれども、ここも広いお部屋ですのでさらに1箇所追加すると、職員の事務室、かなり暑くなりますので、そこにも1箇所、それから、玄関入って右側に地域のお部屋というものがございしますが、そこにも1箇所設置する予定になっております。

また、保育士たちの事務所の奥の方に、子どもたちが具合悪くなった時に静養するお部屋ですとか、職員の休憩にも使っておりますけれども、その和室にも1箇所付けます。

それ以外に、調理室の方も設置はされておりますけれども、調理員の更衣室、打ち合わせ等を行うお部屋については設置がありませんでしたので、そこにも設置することにして、全部で17箇所、新たに設置をいたします。

室外機につきましては、それらに対応するように、それぞれの場所で8箇所設置をいたします。

工期なのですけれども、この後、補正予算可決いただきましたら、1月以降に入札業者の決定ですとか、エアコン等の設置の発注ですとかという作業に入っていけるかと思えます。

ただ、非常に今、工事がなかなか難しいという状況も聞いておりますけれども、なんとか令和7年度内には工事が完了できるような見通しというふうに聞いております。

エアコンの設備等は、機材等確保というのはある程度見通しはつくようなのですけれども、受電設備の工事のところが・・・。

失礼しました。

工期を6年度内ということで、7年の2月末までを想定しています。

受電設備の機材の方が、順調にいけば秋ぐらいに準備ができるのではないかとということ、このような見通しというふうになっております。

また、子どもたち、保育が継続された状態での工事になりますので、少し長めに設定しているということで考えております。

説明は以上になります。

○議長（中井康雄君） 川尻施設課長。

○施設課長（川尻年和君） それでは、私の方から、定住促進補助金の状況について説明を申し上げたいというふうに思います。

この助成金につきましては、リフォーム支援事業、さらには、定住取得奨励金、更には、中札内スタイルというような形で補助金がございます。

まず、中札内スタイルの部分であります。

こちらの部分につきましては、当初400万円余りの予算を見込んでおりましたけれども、住宅建設につきましては、例年同様15件前後の建築はあるのですが、住宅を建築する全ての方に中札内スタイルの建設奨励金について、制度概要は説明しておりますけれども、詳細説明を行っておりますけれども、国庫補助金があります。

子ども未来住宅支援事業、そういった助成金があるのですが、そちらの方を選択する方が増えているのかなというふうに推測するところがあります。

実際には、3件の方が利用されております。

そのことを見込んで、この事業については減額しているというような状況です。

それと、今回、補正の一番大きなメインになるのですが、住宅のリフォーム支援事業になります。

こちらの方につきましては、当初予算では10件余りの予算を見込んでおりました。

この補助金につきましては、村民が快適に暮らせる住環境を創出して、本村にいつまでも住んでもらいたいという目的で始まった事業であります。

昨年のアンケートに基づいて、住生活の計画の中で事業化してきたところでございます。

令和5年度からの新規事業であったことから、どの程度の支援金に対する申請があるか見込むことが厳しかったということもありましたので、申請数の増加によっては、どこかの時点で補正を必要とするというような考えでございました。

その中で、今回、61件の申請が上がってきております。

そのうち47件が決定、交付決定をしているのですが、他町村では1年目20件程度というような情報は得ていたのですが、今回、60件を超える申請があります。

この背景には、やはり新年度予算の審議の中で、議員の皆さまからご意見をいただいて、しっかりこの辺は周知、PRをしていただきたいというような要請がありました。

そういったことも含めて、村内の事業者を集めて、3月下旬に会議を行いました。

その中で、例えば、塗装事業でありますけれども、100万円かかるのであれば、そのうちの、もし村内事業者がやるのであれば、例えば、子ども世帯、さらには65歳以上の世帯がある場合については、10%上乘せというようなことになります。

そういったようなことで、村内事業者も頑張って営業されたのかなというような分析をしております。

そういったことで、今回増えた状況かなというふうに思っているところです。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） わかりました。

先ほどのエアコンですけれども、来年度の夏までには、具体的にちょっと聞きたいのですが、来年度までには付くという、特に一番利用されるような箇所には付くということかどうか、ちょっと確認したいと思います、厳しいですね。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） 来年夏にはちょっと間に合うような状況ではありません。

今年度も小学校の方から大型の扇風機を借りて何とかしのいだのですが、来年度もお借りする算段はしておりますけれども、ちょっとエアコンについては間に合わないという状況になっています。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

それでは、休憩をしたいと思います。

3時25分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時23分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

それでは、議案第80号から議案第84号。

質疑はございますか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） それでは、何点かお伺いいたします。

まず、保育所のエアコン整備工事、それと同じく学校給食調理場のエアコン更新工事について、ちょっとお伺いをいたします。

保育園の方については、来年度工事入って、来年の夏には使えないということだったのですが、受電設備あたりが令和7年の2月ぐらいにならないと設置なのかわかりませんが、それもあるので、工事期間としては令和7年の2月ぐらいまでを見ているという説明でした。

当初、この保育園、ここ結構変わった構造になっているので、工事、もしエアコンあたりの設置工事をやるとなると、かなり金額的にも通常よりも上がるのではないかなというようなお話も、工事屋さんだったか役場の方からか、聞いた記憶があるのですが、この図面見ますと、土盛った屋根の裏側の方、北側に室外機みたいなのを置いてやるみたいな図面なのなのですが、今回、この3,790万円ほどですか、この工事金額というのは、やっぱり通常のコストから見るとやっぱりちょっと工事的にアップになるような見積りの金額なのかなのか。

その点について1点お伺いをいたします。

あと、学校給食の調理場のエアコン更新工事ですけれども、これにつきましては、更新

となっていますので、建設当初からこのエアコンが付いていたものなのかなのか、それとも途中で何か設置されたものなのかなのか。

その辺ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

あともう1点は、26ページの保育園の業務の中の賄材料費なのですが、ここの保育園業務の賄材料については、多分食材等の値上がり等もあって、今回、追加補正になると思うのですが、お聞きしたいのは、学校給食の方の賄材料については、今回、追加補正等が出てきていないのですが、その学校給食の賄材料については、今かなり食材等も値上がりしていますけれども、追加補正などはしないでも、当初予算で何とか乗り切れる状況なのかなのか。

その辺についてお伺いをいたします。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） 保育園のエアコンの工事の関係になりますけれども、金額につきましては、今回の補正に合わせて、業者さんの方と相談をして、現場を見てもらって上げていただいた金額になります。

来年度新年度予算であげたら、これよりももっと上がるのではないかという説明は受けましたけれども、今の段階ではこの金額でいけるのではないかというふうに聞いております。

受電設備のその機械が秋以降ではないと入手できないということで、それが来れば工事は入れるのですが、それが夏に間に合うようなスケジュールではちょっと難しいということで、7年2月末まで工期を設けさせていただいたということになります。

○議長（中井康雄君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺大輔君） 給食センターのエアコンの更新についてでございますが、こちらは建物当初からではなくて、平成14年に設置しまして、21年経過しまして、もうすでに一部の部品が製造中止となっていることもありまして、あと、ちょっと出力の方も少し弱まっているということがありまして、今回更新いたします。

学校給食の衛生管理基準の中で、調理場の室内を25度以下に保つことというふうになっておりまして、食中毒を防止するためにですけれども、そういったこともありまして、平成14年から設置しているものを、今回更新する予定でございます。

それから、学校給食の賄材料につきましては、昨年度もかなりどんどん高騰してまして、その予算時期に、当初予算では昨年度のその高騰からさらに見込んで1割ぐらい多めに予算計上しておりましたので、今のところは、当初予算内で収まるのではないかというふうに見込んでおります。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 保育所のエアコンについてですけれども、この受電設備、キュービクルというのですかね。

これについては、今現在は付いていなくて、今回このエアコンの増設に合わせて、多分電気の使用量が増えるので、このキュービクルを付けるということなのか、それとも容量アップだけで間に合うのかどうか分かりませんが、その辺はどうなっているのかを1点お聞きします。

たしか、今回、上小の時でしたか、あそこもキュービクル付けるということで、後でアース工事等も入ってきて、ちょっと値段が上がったようなこともあったと思いますけれども、その辺、新たに付けるのか、以前からあったものなのか、その辺をちょっと1点確認をさせていただきます。

あと、給食調理場の方については、平成14年に設置されて、21年ほど経っているということで、ある程度長い間使ってこれた。

多分毎年保守点検等もされていると思うので、使えてきたのだろかなというふうに思います。

先ほどの説明を聞いておりますと、調理場だけではなくて、休憩室やら保管庫あたりも何か付けるような話もされていたと思うので、ある程度給食調理場の平面図わかりませんが、ある程度全室に冷房が入るというようなことで理解をしてよろしいでしょうか。

あと、給食の食材費については、確か予算の時、前年度から見たら400万円以上アップで見ていたので、今のところは間に合うということで理解をいたしました。

2点お願いします。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） 保育園のエアコンの関係、お答えしたいと思います。

現在、保育園に受電設備はございます。

なので、今回、エアコンの工事に伴い増強する工事、増強工事というふうになっております。

先ほど、最初のご質問で、保育園の構造がちょっと特殊なので、金額等がちょっと高くなるのではというようなご質問があったかと思うのですが、ちょっと通常のものと、この構造と比較してというようなことまではしていないので、この構造にあった状態で設計というか、図面をつくっていただいたということになります。

○議長（中井康雄君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺大輔君） それでは、給食センターのエアコンの設置内容ですけれども、まず、調理室には、現在6台ありまして、それも同様の天井から吊るしたスポット型、スポットダクトで調理作業するところをスポット的に当てるという、これが6箇所、作業場がありますので、そこに6台、それから、天井吊り型の形のエアコンが、下処理室と、あと、事務所それぞれ1台ずつ、それから、壁掛けのエアコンが、食品庫と職員の休憩室にそれぞれ1台ということで、全部で10台の既存のエアコンを更新してまいります。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 大体わかりましたけども、保育園のエアコン等についても、できれば本当に、来年の夏ぐらいまでに使えればいいとは思いますが、なかなか資材の納入やら工事屋さんも立て込んでいるので厳しいのかなというふうに思いますけども、結局はキュービクルの増強が終わらないと、いくらエアコンが付いていても使えないということですね。

わかりました。

できるだけ、入札早めに行って、少しでも本当に早く付くような状況になっていただければなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑ございますか。

これで質疑を終わります。

議案第80号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 80 号、令和 5 年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 80 号は原案のとおり可決されました。

議案第 81 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 81 号、令和 5 年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 81 号は原案のとおり可決されました。

議案第 82 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 82 号、令和 5 年度中札内村介護保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 82 号は原案のとおり可決されました。

議案第 83 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 83 号、令和 5 年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 83 号は原案のとおり可決されました。

議案第 84 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第84号、令和5年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

明日9日から14日までの6日間は、議事の都合により休会し、15日午前10時から本会議を再開したいと思います。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、次回は15日午前10時から本会議を再開することに決定しました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 3時37分